監獄協會雜誌

第貳拾七卷
第十一號

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行（十一月廿三日第十號ヲ以テ大正三年十月二十日發行每月一回二十日發行）

監獄協會雜誌第二十七卷第十一號目次

○論　說……（一頁）
○自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず
（承第二十七卷第十號）……檢事　佛國法學博士　原　夫次郎
○假出獄制度の變遷體樣……典獄　印南於蒐吉
○司獄官と年齡……典獄　有馬四郎助
○談　叢……（二五頁）
○常　識……尾原靜乘
○統　計……（三七頁）
○九月分入出監並月末在監人員表外三表
○雜　纂……（四四頁）
○最近に於ける行刑上の實感……典獄　江澤綉造
○イタリヤ監獄に關する感想……谷野格譯述
○米國オーバーン入獄後記（承第二十七卷第十號）……丁英生抄譯
○非常召集演習……公州監獄
○寄　書……（六三頁）
○監獄衛生雜感（其八）……貧樂生
○保　護……（六九頁）
○廣島縣下に於ける保護事業概況○信濃福壽園の保護事業○滋賀縣聯合保護協會總會
○彙　報……（七三頁）
○鐵棒を揮て同囚を殺害す○疥癬を癩病と誤信して縊死○連鎖の切斷せるを奇貨として逃走○口論が原因で傷害○被告人の縊死○看守の懈怠から逃走○悔悟の結果縊死○法廷の窓から脫走○福井分監の近火○看守の衣類を竊取して逃走○廣島監獄の友愫俱樂部例會○名古屋に於ける警察監獄官吏招魂祭擧行の概況○鹿兒島監獄追弔法○廣島監獄職員の家族會○廣島監獄追弔法會○二宮尊德出生遺物展覽會○神戸監獄職員婦人會○神戸監獄職員家族大會○三犯以上の犯數計算方に就て○監獄農作物と物品出納簿登記方○主任收入官吏が交替し所屬分任收入官吏が交替せさる場合に於ける收入計算書作成及證明方法○官吏恩給法第八條第二號に所謂軍人恩給と給助金の解釋○司法省監獄公文……
○叙　任……（八三頁）
○會　報……（八四頁）
○輔成會會報……
○免囚保護事業講習會の狀況○免囚保護協議會協議事項○保護會代表者の異動移轉改稱等
○監獄協會會報……
○贈與金○成人會廣告等

監獄協會雜誌第貳拾七卷第十一號

論　說

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず（承第二十七卷第十號）

檢事　佛國法學博士　原　夫次郎

附　刑餘者に對する刑事政策論（所論免囚保護制度論）

第二　假出獄の處分を受く可き者は無期刑に付ては十年有期刑に付ては其刑期三分の一を經過したることを要す

是れ前に論述したる第一要件に附帶したる假出獄の要件にして法律は刑期間內の無期刑者に付ては十年、有期刑者に付ては其刑期三分の一を經過する

の間其情狀を考査するにあらざれば未だ以て其囚徒に對し假出獄の處分を爲し得可からずと爲し曩めて其情狀の考査を公正ならしめんことを期したるより此法定の期間内は受刑者をして必ずや獄舍に止まらしむることゝ爲したるなり

今此の法定期間に關する立法例を按ずるに佛國法に於ては此場合に在りても囚徒を初犯者累犯者及び改善不能の累犯者の三階級に分類し初犯の囚徒に對しては(イ)六ヶ月以下の有期刑に付ては其刑期二分の一を經過し累犯者に對しては(イ)九ヶ月以下の有期刑に付ては六ヶ月(ロ)九ヶ月以上の有期刑に付ては其刑期三分の二を經過したる後何れも情狀に因り假出獄の處分を爲し得可くして獨り改善不能の累犯者に對しては常に流謫法の適用を受け其刑島地に於て執行せらるゝが故に若し此の囚徒にして未た島地に送らるゝ前假りに内地の監獄に於て服役し右累犯者に對する法定の期間内に其情狀の觀る可きものあるときは此等の囚徒をば假出獄に代ゆるに爾後島地の獄舍に送ることを猶豫し尙ほ引續き内

地の監獄に服役せしむることを得ることゝ爲せり(前揭佛國假出獄法第一項乃至第五項)然るに獨逸法に於ては假出獄の處分に關し此等の區別を設けず唯單に長期の懲役若くは禁錮に處分せられたる者にして其刑期の四分の三を經過したる者なること且つ此等の者は少くとも一年間刑の執行を受けたる者なることを要することゝ爲せり(獨逸刑法第二十三條)而して我國に於ては其法定期間は舊刑法時代に在りては(イ)重罪輕罪の刑に處せられたる者は其刑期四分の三を經過し(ロ)無期徒刑の囚は十五年を經過することを要しと爲し(ハ)徒刑の囚は右の期間經過の後假出獄を許さるゝと雖も仍ほ島地に居住せしめられ(ニ)流刑の囚に對しては假出獄の例を用ゆることなく五年を經過したる後行政の處分を以て幽閉を免し島地に於て地を限り居住せしむることを得と爲せし(舊刑法第二十一條第五十三條及ヒ第五十四條)が我現行刑法に及んで總て此等の繁瑣なる法定期間の制限を改め單に有期刑と無期刑の法定期間のみを定めたるは固より同法が採用したる刑罰制度に於て然らざるを得ずとするも其規定したる法定期間の標準は有期刑と無期刑とを通じて均しく短期に失し折角國家司法權の下に

裁判所が能く犯人の素性特質と其爲したる犯行とを考覈して量定したる宣告刑をば未だ僅に其執行の半だも過ぎざるに早くも囚徒改悛の情狀觀る可きものありとし一行政處分の力に依り其囚徒を假出獄名下に放免し其餘の刑の執行を免除するが如きは縱令其取消權を留保せらるゝにせよ一旦科せられたる刑罰の威嚴と効力とを失墜するものにして行政權の司法權を蠶食すること多きに過ぐるの嫌なしとせず殊に我新刑法が有期刑に付て何等制限を設くることなく如何なる短期の宣告刑と雖も均しく其三分の一を經過せば其情狀に因り假出獄の處分を爲し得可きことゝ爲せるが故に是れ亦從來世の刑政家が非難して已まざりし夫の當今諸國の刑法適用界を風靡したる短期自由刑の弊害を助長するの結果に陷るものにして此の點に於ても亦看過す可からざる欠點あるを免かれざるものとす既を以てか從來の立法例は概して有期刑に付ては必ずや其刑期の三分の二若くは四分の三を執行したる後にあらざれば假出獄を許さゞることゝ爲し最も嚴重に假出獄の本旨に背馳せざらんことを期したる所以なり然るを我新刑法が事此所に出でざりしは深く想を此所に致さゞりしに因るか將た又司獄官を信ずる厚く其考査能く過誤なきを得可しと爲したるに因るか予輩の窺知する能はざる所なりと雖も既に如此規定の儼存する以上我司法行政官は司獄官と俱に良く假出獄の本旨を闡明し其適用をして如上の過誤なく弊害なきを期せざる可からず

如此二個の法定要件を具備するに因り假出獄を許されたる囚徒は直ちに出獄して後前揭監獄法第六十七條の規定する所に從ひ假出獄の期間內は必ずや(1)正業に就き善行を保ち(2)警察官署の監督を受け但警察官署は監獄の意見を聽き他に其監督を委任することを得(3)住居を移轉し又は十日以上旅行を爲さんとするときは監督者の許可を請はざる可からず若し此等の遵守事項に違背したるときは前揭刑法第二十九條に依り其假出獄處分を取消さる可く尙ほ同條は他に(イ)假出獄中更に罪を犯し罰金以上の刑を言渡されたるとき(ロ)假出獄前に犯したる他の罪に付き罰金以上の刑に處せられたるとき(ハ)假出獄前他の罪に就き罰金以上の刑に處せられたる者にして其刑の執行を爲す可きとき等此等各場合に於て何れ

も假出獄處分の取消事由たる可きを規定したること曩に揭記したるが如し而して此(ロ)及ひ(ハ)の各場合は何れも假出獄處分後に生じたる事由にして一は新なる罰金以上の刑の執行を爲さゞる可からざるが爲め假出獄處分と兩立せず一は新なる刑の執行を爲すを要せざるにせよ既に其言渡されたる刑が罰金以上のものにして稍々重きが爲め何れも其假出獄を持續せしむることを要せざるものと爲し一旦許容したる假出獄を取消すことを得可しと爲したるは固より至當の規定なりと雖も右イの場合は當然右(1)の違背事項たるのみならず假出獄中更に罪を犯せば縱令未だ其刑の言渡を受けざる場合にせよ將た又其言渡を受けたる刑が罰金以下の刑なりしにせよ均しく右(1)の違背事項に相當するを以て特に之れが規定(刑法第二十九條第一項第一號)を設くるは蛇足の嫌なき能はず

今假出獄處分取消の場合に於ける他外國の立法例を按ずるに佛蘭西法若くは獨逸法に在りては此種の規定即ち右(イ)乃至(ハ)の如き規定の存することなく獨逸法に於ては單に「假出獄を許されたる者の行狀不良なるか又は假出獄の際命ぜられたる義務に背くときは何時にても其假出獄を取消すことを得」と規定し(獨逸刑法第二十四條)

佛蘭西法に於ても亦單に假出獄を許されたる者の行狀が習慣的に且つ公然に不良なることを正當に證明せられたる場合若くは假出獄狀に明示し其遵守を命じたる事項に違背したるときは何時にても其假出獄を取消すことを得」と規定したるを觀る(佛國假出獄法第二條第三項)而して同法第六條及び第八條の規定する所に據れば假出獄者の監督は之を公私の免囚保護會に委托することを得可きが故に其委托を受けたる免囚保護會に於て中途之れが監督を謝絕せられたるときは其假出獄者は爲めに假出獄處分を取消さるゝに至る可し尤も此制度は獨り佛國に於てのみ行はるゝ所のものにはあらずして現に米國合衆國にも施行せられ一名之を亞米利加主義とも言ふ(尚ホ此制度ニ關シテハ以下記スル所ノ著述論文等ヲ參考資料トシテ得可ケン即チ Rev. pénit. 1905, p. 237 et 275 et Telle Perrin, Fr. sur conditionnelle; des peines (Genève Lave Soullier, 1904); The reformatory system in the United states (Reports prepred for the international prison commission, S. J. Barrows, Washington 1900); Prison systems of the unitob states (reports for the international Commion. S.J. Barrows, Washington 1900; Elward Grnbb, Methods of penal administration in the United States (Lesmod by the Howard association, July 1904); Actes du VIIe Congrès de patronage des libérés tenu a Toulousen mai 1907).)尙は其他佛國法に於ては一般に假出獄者に對して其假出獄の際假出獄の處分を爲したる法條及び假出獄者の遵守す可き事項を記したる假出獄證を交付し且つ其交付したる假出獄證には即時に指紋法に基き各自其交付を受けたる假出獄者の指紋を

押捺せしめて以て他日必要ある毎に何時にても司法若くは行政の官憲の求に應じて之を提供せしむることゝ爲したり而して其記入せらる可き假出獄の遵守事項は(1)假出獄者は其住所變更の都度豫め所轄警察官署に申告す可きこと(2)假出獄者は假出獄證に記入したる一定の區域に出現す可からざること(3)假出獄者は假出獄中常に善良なる行狀を保つことの證明を爲すこと等是なり總て此等の規定に依り佛國に於ける假出獄の制度は極めて良好の成果を得一千九百十年までの統計の示す所に據れば假出獄の取消處分を受けたる者は僅に百分の二に過ぎずと云ふ

夫の多年萬國會議の議と爲り世の刑事法學者實務家に依りて論議せられたる不定期刑制度 L'sentence indéterminé (即ち此制度は司法官監獄官若くは其混合委員會等に於て宣告の域ある一定の時期に審判せらるゝ一定の時期に審判せらるゝ條件附釋放又は犯人か既に改悛して非社會性を脫したりと認むる可き場合に於ける條件附釋放申渡の場合の外裁判所か最初犯人を監獄に送附するとき其裁判に於て刑期を豫定せさる制度なり)殊に一千八百七十六年以來北米合衆國に採用せられて良好なる成果ありと稱せらるゝ此制度は實に假出獄制度の創始に胚胎したるものにして其創始の功や爾來同制度の實績と共に敢て尠少ならずとするも此制度の發達未だ十分ならす其細則に至りては今日各國の法制に於て何れも改善す可きもの多々あるを想起せしむ於此乎現に佛國の如きは一千九百九年十一月十六日の命令を以て此等細則の修正取調委員會を設立し爾來同會をして之れが調査に從事せしめたるを觀る洵に故なきにあらざるなり(未完)

假出獄制度の變遷體樣

典獄　印南於菟吉

假出獄制度は緊縮强壓せられたる監獄生活より離脫して自由社會に遷移する一の滑走機たり之が爲めに主觀的には生活の劇變に伴ふ障害をして最少限度に止まらしめ客觀的に世人の刑餘者に對する信用を恢復維持せしむることの必要且便宜上廣く一般に認識せらるゝ所以たり永く監獄生活に慣熟したる者は紀律の勵行と共に緬羊の如く首を俛れ唯々諾々只從順を是れ事とし何等自奮剛厲の色を認むるなく到底溫室內に覆育せられたる花卉に異ならざる者あり或は只管官吏の歡心を得ん事のみに腐心し內心燃ゆるが如き猜疑嫉妬の念を益々助長し他

を排擠するに非ずんば己れ獨り自ら清ふせんとの一種異なりたる性癖を養成するは獄制管理の上に於て到底免かる可からざる弊害の一に屬せり行刑の方法としては成るべく犯罪者改善を所期すべきは勿論なりと雖も監獄生活は決して改善の場所として最も適切有效なるものに非ざるや言を待たず、斯の如き弊を救濟するの一手段として刑期滿了前或條件の下に自由生活を營ましむるは即ち獄制上極めて有效の手段たらずんばあらず、殊に世人の刑餘者を擯斥するの狀態は其思想の淵源する所亦一面の道義感念に存し强ち咎むべきに非ざるのみか、實際如何に當局者が免囚保護を勸說するも特志家に非ざる限りは一般感念としては總べて之を嫌忌するの情あるは爭ふ可からざる事實なり、夫くとも彼れ罪囚の刑期滿了に先だちて放免せられたりとの一事は即ち官憲の改悛再犯の虞なきを保證したるものにして彼れ個人としては罪責の幾分は之に依て以て拂拭せられたるの感を强ふし、世人も亦彼を視て以て昔日の罪惡を拭消したる者と做し大に滿期の出獄者と其趣を異にし舊時の面目信用を茲に恢復し獨立自營の民たらしむるの機會を與ふるに至るべきを以て、此點より觀れば一種の保護政策と謂ふを得べきなり

刑の威力を示視し司法權の森嚴を確保する上に於て判決の無條件に强行せらるべきは勿論なりと雖も亦判決の趣旨目的を害せざる範圍に於て執行上裁量の餘地あらしむるは即ち監獄行政の由て起る所にして、判決と執行狀態と首尾相關聯せしめ相互連絡して同一步調を採るの刑事政策上緊切なりとすれば假出獄處分の如きは重大なる著例と謂はざる可からず、假出獄は刑期の減縮に非ず行刑の一部を成す者にして唯其執行方法を異にするに過ぎず、毫も法官の言渡に係る刑名刑期を變更するものに非ずして若し嚴正に之が執行の基本たるべき判決主文を解釋すれば懲役三年と謂ふは犯人に對し執行せらるべき責任程度を負荷したるものにして執行の實質に於て之を輕減することに依つて犯人の權義を害するものに非ざると同時に亦司法權を侵害するものに非ざるなり、判決は犯人過去の罪責に對し負擔すべき特別義務の分量を指定したるものにして、其執行は固より之に基くと雖も既に執行に着手したる以上は監獄行政の範圍に移付せられ茲に全く別個の新なる觀念に依り犯人の過去を顧みることなく將來の危害如何を慮る

所なかる可からず、故に監獄は常に犯人將來の運命に着眼し之をして改悛正良の民に復歸せしむることを以て主眼と爲すの要蓋し是に在り、但し予の所謂犯人改善と謂ふもの徒に名を博愛に藉り感情的處遇を施こさむとの謂に非ずして、行刑の本領は慈善團體の處遇と大に其趣を異にする所あるを諒得せられんことを請はざる可からず、之を要するに假出獄は犯人將來の行動に對し危害なきを認めたる信認行政處分にして全く獄制運用の一に屬す、故に之が發達變遷は獄制全般に關渉する所頗る深く且之を研究するに迫んで其間興味あるを覺ゆるものあり、加之我國現時の假出獄者監督方法としても亦多少の參考資料たるべき者ありと信ずるが故に、幾分贅冗の嫌なきに非ずと雖も姑く紙面の餘白を借りて絮說する所あらむと欲す

今は昔十六七世紀の頃、僧俗の出家即ち世捨人の制は犯罪宥免の特例として洽く認められたるは國の東西を問はず何れも其揆を一にしたる者の如し、其當時英國に在ては固より强制的追放處分は大憲章（マグナ・カルタ）に依つて禁遏せられるが故に犯罪者自身の好んで住居地を去て僧院を避難所と爲すに至らば政府に於ても亦之を默許

し强て罪責を咎むることなかりき、若し之を怠たれば死刑を科すべしとの畏嚇あるが爲めに實際多くの犯人は茲に遁路を見出し、自ら世を韜晦するを常とせり、其後ヘンリー第八世の頃に迨んでは犯罪者貧民劇增し國家社會の損害を蒙むること多きが爲めに茲に强壓的威力を加ふるの必要を生じ、あるゆる慘刑を加へたるも毫も抑壓するの力なく終に如何に犯罪者を處分すべきかは多年の懸案問題として何等の決する所なく荏苒時日を空過せり、一面犯罪者の狀態を調査するに曩に自から住居地を離去したる者幾年かの後再び歸來して大盜を企つる者頻々たるの狀あり、加之經濟上之を利用するの方案として流刑制度なる者起り十八世紀の初葉即ち千七百十七年頃より之を實行するに至れり

流刑制度は奴隸賣買の一方法なり、犯人を公賣に付し以て刑期間殖民地に在て勞作に從事せしむるの契約を締結する者是なり、當時四人一人に付き二十磅を價せりと謂ふ、而して殖民地として撰擇せられたる土地は最初に於ては主として米國にして發船途中四人の代價を契約者に提供し以て苦役を免れたる者すらありき

今日米國南部に行はるゝ貸貸制度は實に之が變形にして刑制は强慾無慈悲なる

請負人の手に掌握せられ如何に彼等は他人の苦役に依て自己の懐を肥したるかを想察するを得べきなり

米國の獨立戰爭は此流刑制度を廢止するに與つて力あり、英國はまたもや犯罪者の增加に苦み終に之を支持收容するの監獄設備すらなく廢艦を利用し以て一時の急を凌ぐものありと雖も到底滿足なる解決を得べるに非ず偶々歐洲地方の狀態を顧みるに佛國革命に先ちたる際とて人心恟々平かならざるものあり之を好機として英國海軍の優越せる實力に依り自然的に濠洲を占領し千七百八十六年「アルフレッド、フキリップ」司令官のニユー、サウス、ウエール州知事に任せらるゝや、茲に復び男女の流刑囚を移送し以て大に殖民政策と刑事政策とを聯結融和せんことを企圖するに至れり、之が方法として政府は先づ司令官に與ふるに假出獄許可の權限を以てせり、即ち彼等をして刑期滿了に先だち一日も早く出獄せしめ以て殖民に適せしむると同時に監獄設備の不完全なるが爲めに之が充溢を避くるの一手段として、且又囚人勞力を請負ひたる契約當事者をして利便を得せしめんが爲に幾多の複雜なる事情は假出獄制に依つて之を救濟せんことを試むるに至れり

假出獄は全く流刑制度の遺物にして其根原とする所囚人勞力の利用に外ならず囚人勞力を專務とするが故に監督管理としては勢ひ多數隊伍を以て羊毛採取若くは開墾の事業に服せしめざる可からず、或は金鑛發見に伴ひ之を金山に使役し殖民と兼ね併せて社會經濟の發展に利する所あらしむることを欲したり、獄制と茲に相融合するの端緒を得之が爲めに囚人分類の必要を生じ假出獄を以て其最上級に位せしむるの方法を採れり、一面マコノキー、クロフトン等の諸氏殖民監獄を管理するに迨んで愈々益々階級處遇の特色を發揮し來り、千八百四十七年の監獄條例に依れば之を四期に區分し(一)九月間分房收容(二)英本國に於て雜居公役に從事せしむ(三)濠洲に移送し後假出獄の制あり(四)假出獄期終了後釋放の四に別ち恐るべき流刑制度は茲に於て監獄內善行の表章として現はるゝに至り以て流刑の弊を一掃せむと試みたり、然れども事は總べて豫期に反し獨り英國のみならず佛露の兩國何れも流刑制を採用する所のもの全然失敗に歸せざるはなし、失敗に歸したりと雖も何等の報酬なくして失敗したるには非ず之に依つて得たる賜は即ち監獄改善なりとす、之が沿革を詳叙せむは本稿の目的とする所に非ざるを以

て、今は唯假出獄制は流刑に始まり獄制の一種たる階級處遇に利用せられたりとの一事を以て之を結ばむと欲す

其後英國に於て千八百七十一年犯罪豫防條例發布せられ二犯以上の四人は放免後七年間警察監視の下に立つべきを命じ、假出獄者も亦之に準據することゝなり則ち七年間毎月警察署に住居を報告するの義務を負はしめ若し之に違反するときは當然其恩遇を停止し入獄すべきこと今日我國に於て採用せる制と異なるなし而して之が警察監視をして有效ならしめんが爲めには中央政府に於て放免者の氏名來歷刑名刑期等を記したる特別注意簿なる者を作製印刷に付し各警察各監獄に配付し必要に應じ公衆の觀覽に供せり亦以て如何に流刑假出獄制度の失敗に鑑み監視制度を嚴行したるかを測知し得べきなり、是れ實に英國の假出獄を以て再犯豫防に力を注がしむるの深きを示したる一證と見るを得べく、英國の特長は茲に存せりと謂ふを妨げず

米國は曾て獨立戰爭に對し人權の尊重を標榜し奴隸賣買廢止を主張したる關係より視るも、將又多年流刑囚の移送を受け幾多の苦き經驗あるより之を見るも監獄改善を以て重要且緊切の急務と爲し識者の之に留意腐心する者鮮なからず、當時獨立の宣告を爲したる遺跡即獨立堪の存在する費府に於て先づ以て分房獄を作り以て茲に獄制の一生面を作成し、之に反抗して「オーバーン」制の起るあり、兩制の利害得失に就ては一時研究者議論の焦點たりしも、結局米國に在ては分房獄建造の多費なると、作業施設上に於て困難の事情あるのみならず其收益も多くせんとするの經濟的見地よりして、一面また英國の標點制度に顧みる所あり、今日に於ては全然オーバーン制を採用するに至れり、英國は勿論階級處遇の祖國なるを以て依然之を襲用し、當時歐洲諸大陸に在ても「バイエルン」の「オーベルマイエル」及西班牙の「モンテシノ」等の稀れに階級處遇若くは假出獄制を利用して著るしき奏功ありたりと雖も大勢の趨く所分房制の必要を認識し一般に之を採用する所なりと雖も、而かも假出獄の適用は兩制何れにも偏傾する所なく廣く法制の上に普く之を認むるに至れり、即ち前述するが如く假出獄は先づ千八百四十七年の法律に依り當初濠洲のみに適用せられ、尋いで千八百五十三年の條例に依り英本土に擴

充し千八百六十二年「ゼクセン」「オルデンブルヒ」に千八百六十八年瑞西の一部に千八百六十九年「セルビヤ」に千八百七十二年我日本に翌千八百七十三年獨逸帝國丁抹等に千八百八十二年和蘭に千八百八十五年佛國に採用せられたるものなり尙ほ予が知る所にして誤なくんば埃伊蒲の三國は千八百八十六年若くは其前後に於て採集せられたるものゝ如し

米國に於ては不定期刑の發展に伴ひ假出獄制度は英及歐大陸と其趣旨を異にし特異すべき點あるを認むるに足るものあり、假出獄なる文字の上より之を見るも其實英制を模倣せるに拘はらず特別なる語を用ゐ以て英制と異にする所あらむことを示したるが如き、既に其一班を窺知すべきなり(米に在ては Parole System と謂ひ Conditional Liberation; Ticket-of-Leaves; と語を異にす)パロール制は實に米國の特長を帶びて發達したるものにして彼の獄制全般に瀰蔓し主觀的に犯人を觀察し以て彼等をして獨立自營の民たるに適せしむべき一種の試驗制度たり、獄内に在て敎育を授け工藝を敎へ身神の鍛練を計り米市民に適切なる自尊獨立の氣風をして養成せむことは監獄管理の神髓にして之が特長と相待つて假出獄制も亦不定期

の下に在ては單に放免後六月間住居地職業報酬金額消費金額等を監獄に報告するの義務を負はしむるに止め若し本人にして社會生存競爭に堪へざる時は全然釋放の言渡を得る迄は何時にても隨意に自ら進んで監獄に復歸するを得べく、また其假出獄の請願も本人の意に依り如何なる職業に從事し生活すべしとの一定の申出に依り監督局に於て調査決定するものとす、要するに監獄を以て社會保護の責務を全ふし犯人改善に專意すべき場所と看做すが故に監獄の内外を問ず本人の人格を認め之が敎育訓練を怠たらざると同時に假出獄も亦本人の意に依つて自由に左右せらるゝものとす、英制の警察監視制を視て以て、假出獄の恩典に浴したる者も尙且一種の犯人たるが如き感を以て始中終嚴重に之を監視し或は之が氏名を警察及公衆の目前に曝露するが如きは出獄者職業を得る上に於て大なる妨碍を與ふるものなり、斯の如き不安ありとすれは何ぞ長く監獄に拘置せざるやとの言辭は往々米當局者より聞く所なり、其思想の根底に於て相反し一は餘りに干渉的態度を以て之に臨み一は餘りに自由を許容するに傾くの國風民性に基くの結果たるを想はずんばあらず、其實米國に於ても自由に偏するの極、警察官は

假出獄者の取締緩宥に流れ犯罪を復びする者多きを嘲ちつゝある狀態なるは蔽ふ可からず(シカゴ大學ヘンダーソン敎授の言)

ペロール制は曾に不定期刑に對して行はるゝのみならず、定期刑に對しても亦同じく行はる頃ろ發布せられたる合衆國政府假出獄條例(千九百十年六月發布)なるものは蓋し之が代表として觀るを得べき者なりと信ず、今之が梗概に就て略述する所あるべし(未完)

司獄官と年齡

典獄　有馬四郎助

凡そ事業は、種類の何たるを問はず、當局者其人の精力と平衡して、消長せざるもの、未だ曾て之れあらざる也、而して中にも監獄事業の如きは、其最も著しきものあの、之を才智學問に因ると、爲す者なきに非ずと雖、詮しるを見ずんばあらざる也、或は之を才智學問に因ると、爲す者なきに非ずと雖、詮しの來れば是等は皆助勢的方便の役を務むるに過ぎざるものにして、如何なる事業の

興廢も、其根本を尋ぬれば、才智學問の問題にはあらで、結局は皆當局者其人の精力の程度、即ち根氣の强弱如何に由て定まらざるはなし、この道理や既に多くの世の實例が、之を證明して餘りある所なれば、吾人は今更之に就て多言の必要を認めざる也。

抑說、精力と云ひ、又た根氣と云ふも、何れも之れ皆年齡と相關係せざるものなし縱し多少の例外はありとするも、普通の原則としては、殆んど形影相伴ふが如く、年齡と共に消長あるは、蓋し避け難き生理上の約束にして、俚言にも『よる年波には叶はぬ』と云ひ、若くは『何も年のせいだ』『年の効だ』と云ふが如き、平凡の言なりと雖、是等も亦た確かに眞理ある、至當の言ひ草なりと云はざるべからざる也、此故に吾人の事業を爲さんとするに當てや、勢ひ先づ當局者其人の年齡如何を考へざるを得ざる所以のものは、即ち如上の理由あるに因らすんばあらず、さればにや我監獄官吏の中にても其位置と職分とにより、各々之に適當する年齡の制限を附し、以て採用資格の一要件と爲す、良に故へある次第にして、要するに之れが精力の伴はざれば以て其れ相當に職責を全ふする能はざる所以の理を、認めたるが爲めならざら

んや。

然れど茲に最大の慨みとするは、吾人見る所の精力と世人の見る所のそれと、必すしも一致せざるの一事也。如何となれば彼等は動もすれば、血氣の勇、乃至は、蠻勇を振ふことを以て、直ちに元氣あり精力あるものと爲し、何等の區別を其間に置かざれば也等しく之れ元氣即ち精力に相違なしと雖、此の如く未だ衛氣若くは暴力の脫せざる動物性のものに至つては、事に害あるのみにして、決して吾人の品位を高むる所以のものにあらざれば、世人は須らく勗めて此弊に陷らざるを期すべきに拘はらず、動もすれば此の如き玉石混合の謬見より、免るゝ能はずして却て其非を遂げんとする有樣あるを見ては、吾人は吳々も殘念に思はざるを得ざる也。されば吾人が提唱する所の其れと之れとは、如何なる區別の存するやと云ふに、卉は即ち年齒を重ぬるに從つて、能く鍛鍊せられ又た能く圓熟し、斯くして全く動物的元氣より、聖化せられたるもの、之を是れ吾人は稱して總ての事業を成功せしむる所の精力とは云ふ也。

此の如き精力は、見そ幾何の年齒を重ねて、獲得せらるべきや、從つて又た司獄官

の年齡は、果して幾何を以て適當とすべき乎、之れ吾人が論せんと欲する所の主題なれども、今は唯だ監獄の首腦たる、典獄のそれに就てのみ、所見を述ぶるを以て必要と認め、且つ頗る興味多く感するもの也。

監獄の首腦たる典獄の地位は、之を約言すれば、獄務の全體に涉りて、之を統督監理し、以て行刑上の威嚴と秩序を保たしめ、同時に亦た已れは常識の中樞機關となりて、行務上常に適當の判斷と指導を與へ、且つ之に加ふるに溫乎たる德風と、親愛なる熱情を以て、其下僚を鼓舞奬勵するにあれば、典獄の職務たるや何は扨置き、先づ精力の強きことを以て、其本領と爲さゝるべからず、精力とは即ち行務上の生命を指して云ふものにして、換言すれば機關全體を活動せしむる所の動力なりとす、吾人は今此見地より考へて、典獄の官職は、成るべく黑髮紅顏の年少者よりは、寧ろ白髮赭顏の年長者を之に充るを以て、尤も其宜しきを得たるものと爲さゝるを得ざる也。何となれば如何に才學博く智識豐かなりと雖、精力無ければ以て用を爲すに足らず、而して其精力は即ち年齡を重ねて生し來ること、前述する所の如くなれば也。矧に況んや鼓舞奬勵の事の如きは、如何なる場合にも年長者の特長とする所

にして、極めて少數なる優秀者を除きては、先づ之を以て普通の事と承認せざるを得ざれば也。

然れども年少氣鋭の者より見れば、或は此の如きは偶々以て、獄務を沈滯せしめ終に無爲無能に了らしむるの恐れ無き乎を、危ましむるものならんも知るべからず。と雖然れども年長者は經驗に富み、人情に通じ、世路風霜幾多の試錬を受けたる結果として、築き上げられたる人格を有するが故に、實際に於ては必ずしも爾く、危むべきの理由は存せざる也。況んや世の實際を觀るに、多能多才必ずしも人を治め得るに非ず、博識明敏亦た必ずしも人を化し得るに非らざることは、吾人の閑却すべからざる事實なるに於てをや。是に於て乎吾人は西哲の言に、『老人は心眼を以てするも、又た肉眼を以てするも、共に遠く離れて最も善く物を見る』と云ひ、又た『白髪は智慧を表はす』とあるに、意味深長なるものあるを視て、敬服に堪へざるもの也。

然らば典獄の年齡は、如何なる制限を置くを以て可とすべきや、吾人茲に說あり願くは次號を以て僚友諸君に見へん。

談叢

常識

尾原靜乘

一　適者生存

先頃監獄協會より『免囚保護事業講演集』なる冊子を發行して維持會員に配付せられた。同冊に載つて有る牧野法學士の講演中にマルサスの人口論と云ふ一節が有る。其れを讀んでみると『人口は幾何學級數で增して行くが食物は算術級數でしか增して行かぬから八人の人間に對して食物は六人前しか無い。其所で八人して生存競爭が始まる。其結果六人が生存して二人は落伍する……』と其から長い說明があるが人口論の要點は今の一言である、私は是を讀んで大に驚いた、何故にそんなに驚たかと曰へば、八人に對する二人は生存競爭の落伍者滅亡者になると云ふ事である八人に二人の割合なれば八十人に二十人の勘定である、斯の如く八人に對して二人が落伍者となり八十人に對し二十人が淘汰を受けると云ふのであるから實に驚かざるを得ない。百人に對して一人位の落伍者が出る割合な

れば吾人も九十九人の中には無論入り得るでしようが、八人に對して二人落伍すると云ふ事になれば之は容易でない、油斷は片時も出來ぬ二六時中奮勵に奮勵し努力に努力を加へて健鬪せねばならぬ、然らざれば二人の落伍者の中に何時か自分も加はるのである。

御同樣に小學校時代から今日まで幾十回となく試驗を受けて來ました。八人試驗を受けて成績六番迄に入るには中々遊んでは居れぬ、八十人受驗して六十番迄の成績に入るには大に勉強せねばならぬ今ま申したマルサスの人口論から曰へば人口八人中には既に日々生活上の試驗が行はれて居る、而して晝夜精勤の六人が生活試驗に合格し、油斷不精勤の二人が落伍し不合格者となるのである。

最初マルサスの人口論を見た時には八人に對して二人の落伍者とは實に烈しいと云ふ感じが致しましたが能く社會の實際を見ますれば如何にもマルサス氏所論の通りになつて居る、近く市中を見渡すに同一町内に同種の營業者たる床屋が八戸有ると假定する（呉服店でも洗湯業でも同じ）其中の二三戸は大に繁盛して居る、他の二三戸は先づ普通で、殘りの二戸は極めて寂寥である、然れば此の八戸の床屋の中、三戸は年々發展し三戸は現狀維持に止まり、他の二戸は遠からず閉店をする、其れが即ち生存競爭の落伍者である。斯くなるは何が其原因を爲して居るか、其れは無論勉強の程度如何に依る。即ち正直勤勉にして時勢に適する營業振の者が發展し之に相反する者が滅亡するのである、是れ

が即ち社會の原則である以上は吾人も此原則に漏れる譯には行かぬ、商人も官吏も社會生存の原則には異りは無い。商家八戸に對して二戸が遂に廢滅するなれば吾人官吏と雖も八人に對し八人乍ら常に同一程度に昇進をすると云ふ事は出來ぬ、二人は是非とも自然淘汰を受けねばならぬ、誰れが進み誰れが落伍するか、其は無論勤勉にして能く時代に適する人が發展進歩し然らざる人が落伍し滅亡するのである、是れ吾人の常に修養を要し奮勵を要する所以であります。

然り而して上に述べたる生存競爭中如何なる人が社會に現存し如何なる人が生存競爭から落伍するかと云ふに、其はツマリ社會の現勢に適應する者が社會に生存し、適應せぬ者が生存競爭から落伍するのである、之を適者生存と申します適の字は「カナフ」又は「ヨロシキ」と云ふ文字で、普通の熟字は「適應」「適合」「適宜」「適當」「適度」等にて「丁度に一致する」と云ふ意味である。佛學の方では函蓋相應と云ふ名稱を用ひますが、其の函蓋相應とは即ち此のインキ壺の蓋である、是の蓋はインキ壺と丁度に一致して居る。若し此の蓋が少し大きすぎても少し小さすぎても共に用を爲さぬ。丁度に一致して居るからインキがもれぬ、爰に於て初めて蓋の蓋たる用を爲すのである、吾々が帽子を買ふても靴を買ふても皆な然うである。大きくても小さくても倶に用を爲さぬ丁度頭に適し丁度足に合した處で完全に其效用を果すのである適者生存の適は此の意味である現在の社會制度に丁度一致するものが生

存し得るのである、水中には水中に適するものが生存し空中には空中に適するものが生存し、土中には土中に適するものが生存する、之は天地間に於ける生存の原則である、從て現代には現代に適する人が生存し現代に適せぬ人が滅亡するのである。

二　僻見局識

現代に適するとは即ち常識を備ふる事である。常識を備へたる人が現代に適し、非常識、沒常識、無常識の人は現代に適せぬのである。常識とは英語の「コンモンセンス」で、其定義たるや中々多いが、之を一言に要約すれば常識とは現代に適切なる知識である、而して常識を備ふる途は一樣でない、書籍を讀むも常識を備ふる一法。新聞雜誌を讀むも乃至活社會の人に接するも皆な之れ常識を養ふ方法である、或人は社會を常識學校と曰ふて居る實に然りで、常識を備ふるには廣く活社會を見、洽く世態を知る事に努めねばならぬ『僻見局識』と云ふ漢語が有るが、之は常識で無い事である、常識が圓滿の智識なれば僻見局識は半面の非常識である、一二の例を擧げてみれば、或る田舍者が材木商から一枚の板を買ふて其れを肩に擔ついで町を通つて吾家に歸つて來た。而も家人に語つて『今日は通行せし町は片側は頗る繁華なりしも、片側は殆んど家なし唯だ板塀ばかり』と語つた、之れ片側に家なきに非ず、自分が板を擔いで居たから見へなんだのである。其所に氣が付かぬから擔板漢である。

支那の遼東には澤山の家が居る而も其毛色が揃つて黑色である、所が或歳白頭の家が生れた、乃て遼東の人達は是は稀らしい天下珍無類で愛育した。然るに河向ひの河東と云ふ所に居る家は皆な白頭であつた、遼東の人は其れを知らぬのである之は昔の譚爾來此の類の人を遼東の家と云ふ、是が即ち僻見である局識である。

昔し印度の或る町、盲人の澤山に居る處へ一疋の象が來た、其の評判が立つと盲人共は頻りに見たい然し何分盲人の事故白中普通人と同じ樣には見物が出來ぬ。或夜一盲人（甲）は密かに象の小屋に入りて懼る〳〵象に近づき、右の手にて撫でゝみた。ドウモ其樣子が電信柱の樣な太い棒の樣に感じた我が家に歸り心ろ密かに象は確かに太い棒の樣な形ちと思ふて居た。次に乙盲人も夜中密かに象を訪れた、懼る〳〵右の手を以て象を撫で初めた、ドウモ其樣子が丸々と恰も太鼓胴の樣で屈曲も變化もない、唯だ廣々として太丸く感ずるのみ。次で丙盲人も其夜私かに象を見舞ふた、此の盲人と象とは正面に相對した、其時象は長い鼻を下に垂れて居たらしい、盲人は其れとも知らず懼る〳〵手を出して探つてみると丁度其鼻に觸れた、上より下に撫で終つた、其樣子はと云へば細長い袋の樣でヌタ〳〵したばかり、之れにて先づ象を視たりと喜んで宅へ引上げた、偖て翌日是等盲人の集つた席で談偶ま象の事に及んだ、すると何れの盲人も皆な知つた振り。甲盲人「象は太い棒の樣だ」と口を開けば、乙

盲人「否な象は大なる太鼓の胴の如し」と述べ、丙盲人は「否々象はヌタ〳〵した細長い袋の様だ」と主張した、是れ甲は足を撫で〳〵象を評し、乙は鼻部を撫で〳〵象を評し丙は鼻を撫で〳〵象を評して居るのである、三人何れも完全圓滿なる觀察では無い皆な僻見局識である爾來此種の類を群盲象を評すと申します。

斯の通り凡て物には兩面或は多方面が有る、即ち平方のものには上下の兩面が有り、三角形のものには三方面が有り正方形の物には四方上下の六面が有ると云ふ風に、何事にも何物にも幾方面も有ると云ふ事を知らねばならぬ、乃で廣く社會を見、洽く世の中を知る必要が有る、見聞が廣くなれば物の全面に亘り圓滿に觀察が出來る樣になる自然常識が發達する從つて經驗も出來順次世故に長する樣になる斯くなれば一身の上に新なる出來事を生しても一家に新なる出來事を見ても適當に其れを判斷處理する事が出來る其れが即ち常識である。是を大にしては國家の經綸も亦た同じかるべく、嘗て故人星亨氏が將さに洋行せんとする時『政治家たるには三つの資格が要る腕力（體力の意ならん）と金力と智力とである、今吾輩の洋行は即ち智力の啓成である』と謂はれた。其れか畢竟政治家たる常識の涵養である、又た廣く世の中を見れば自分以上の者の澤山あると云ふ刺戟を受ける、此刺戟が吾人を導て勉強せしめ發奮せしめるのである。

又た廣く世の中を見れば自分同等の者が澤山ある事が知れる、薄給で朝から晩まで勤勞して居るものは自分計りでない、多く皆な然りであると云ふ事が知れる、同時に之れが自己に對する大なる慰安である。病氣で自宅に閉ぢ籠つて計り居ると誰れしも悲觀に陷るか、病院に往て多くの病人を見ると病人は自分ばかりで無い事が知れる、そうすると落付て養生する氣になる即ち其れが一種の慰安である。

又た廣く世の中を見れば自分以下の者が頗る多い事が知れる。鳥渡、街を散步してみても細民が頗る多い下級者は隨分ある、其住居、其衣服、其食物見るからに實に悲慘である、其れを思へば自分達の生活程度は中々高等であると大に滿足が出來る譯である、又た世の中には、相當に敎育もあり相當に經歷もあり相當に智慮ある人でも就職の餘地なく煩悶自失の日を暮して居る人が尠くない、其等を思へば自己は仕合せ低くとも其職たるや固く、常に其堵に安んじ得るは幸福なりと現職の自己を喜ぶ精神も起る、是等は廣く世の中を見たから此の思念が生じたのである。

次に吾人は一步進んで常に世の中の出來事を知るに勉めねばならぬ、知るとは單に知る目的では無い社會の出來事其物が吾人の職務又は吾人の生活に如何なる影響を及ぼすかと云ふ事を觀察するのである近くは此の日獨戰爭に就ても其由來と經過を知るは無論必要でありますが、單に其れを知るに止

めす戰局の推移如何は吾人の職務に那邊まで影響するか又た吾人の生活に及ぼす影響如何を觀察するのである、開戰の結果舶來品の輸入が杜絶する日用品が缺乏する物價が騰貴する、之れ吾人の生活に及ぼす影響である、仍て勤儉と云ふ事を一層勵行せねばならぬと云ふ順序になる、又た戰局が進めば兵籍にある職員が漸次召集せらるゝとすると現在より少數の職員で多數の囚徒を戒護せねばならぬ其時は吾人も所謂戰時勤務で二人前も三人前も働くと云ふ覺悟で今から油斷なく身神の錬磨が必要である。是即ち出來事の影響を觀測して之に應ずる覺悟である。

次には社會の出來事其ものが吾人に何を敎訓して居るかを考察するのである、社會の出來事は直接と間接とに吾人を敎訓して居る、何市何町に大火が有つた、其出來事其ものが吾人に火氣取締の敎訓をして居る、何區何番地に痴情の殺人が有つた、其出來事其物は吾人の品行に痛切なる敎訓を暗示して居る、斯く觀し來れば社會の出來事一物として吾人を敎訓しないものはない、現に日獨の開戰にみるも、傲慢放恣にして友邦の勸告と列國の輿論を無視したる獨逸は今や八面に敵を受け殆んど孤立無援の狀態である、此事が直に吾人を敎訓して居る、憍傲の者は八方に敵を作り無鐵砲にして友人の勸告に耳を傾けぬ者は遂に孤立無援の人となると云ふ事を面り吾人を敎訓して居る、日本は終始同盟の信義を重じて飽迄條約を履行する點は各國の齊しく敬稱する處、其證據には曾て敵國として戰た事の

ある露國すら親日の爲め特使を派遣するに至つたでないか、之れ實に信義の光りである、此事が直ちに吾人に對し「交際上には常に信義の重んずべき事」を敎訓して居る、武田信玄の曰つた樣に「ナサケ」は味方で「アダ」は實に敵である。

斯の如く、廣く社會を見、常に世の中の出來事を知るに努め、其の出來事の、自己に及ぼす影響如何を觀察し、且つ出來事其物より直接と間接とに敎訓を受け絕へず修養してゆけば其れが即ち常識の養成である。斯くて吾人は漸く現代に適し生存の資格を得るに至るのである。

三　常識試驗

回顧すれば明治四十二三年の事である『常識』と云ふ言葉が非常に流行した、新聞を見ても常識、雜誌を見ても常識、常識々々と常識の論說が頗る歡迎せられた、書物でも〔常識の養成〕だの〔常識の修養〕だの〔常識の基礎〕だの〔健全なる常識〕だの〔婦人の常識〕だのと常識を冠した出版物が大分出た、其當時に比べると近來は常識々々と餘り書き立てぬ、是は常識が廢つたのかと云ふと中々そうでない常識の議論は或は廢つたかも知れぬが常識の實行は日一日と必要である、然れば往年は常識の議論時代で今は將に常識の實行時代である。

其の證據には先々月頃の事である東京の或新聞社で社員を募集した。其時の登用試驗の問題が

一　皇后陛下桃山に行啓あらせらる　二　飛行機の墜落を假定し其の實況

と云ふのであつたそうな、此の問題たる決して高尚な學術試驗ではない、謂はば常識試驗である、應募者は二百人以上も有つて、登第した者は僅かに十數人に過ぎなかつたと云ふ事である、此問題に對しては學校の經歷は如何に高くても常識のない人には答案は出來ぬ、學校經歷は更に無い人でも現代を知り多少常識の有る人なれば相當な答案は出來る、何でかと曰へば皇后陛下桃山御參拜と云へば先づ第一に必要なるは皇室に對する敬稱である、次には天皇陛下に對し奉て用ゆる文字と皇后陛下に對し奉て用ゆる文字の相違（例へば行幸と行啓の如き）次には御通路の狀況　御服裝の御模樣　供奉員の氏名　其から奉送迎の皇族の御名　高位大臣の官職氏名　是等一通りを心得なければ　皇后陛下桃山行啓に關して何等書く事も話す事も出來ぬ、然し現代の人としては是位は無論心得て居らねばならぬ、是れが即ち常識である。

次は飛行機の墜落である、是も常識が無ければ一口も話せぬ、飛行機を話すには先づ海軍飛行機か陸軍飛行機か但しは民間飛行機か、其の飛行機は何々式で場所は何々の飛行場、當日の天候は如何風力は何々、高さ何メートル位の處にて故障を生した、其故障は發動機か推進機が、墜落した場所は何々、墜落當時の模樣は何々、機體破損の部分は何々と詳く謂はなければ完全なる話にならぬ、其れを言ふには即ち平生より常識の養成が必要となつて來るのである。

今一つは、ッヒ近頃の事である東京の或る「通信社」で社員を募集した、早稻田、慶應、明治、法政の諸學校出を初めとして申込人員百數十名に達した、其時の人物試驗の問題がまた頗る面白い　（一）アルゼンチン共和國を漢字にて書け　（二）現內閣大臣の姓名　（三）滿鐵正副總裁の交迭せられたる簡單なる事由」と云ふのである、是れ決して高等なる學術試驗ではない、極めて實用的なる常識試驗である、本問の正解者が驚く勿れ實に三名とは笑止千萬な現象である、第一の「アルゼンチン」とは亞爾然丁と書くので近頃よく新聞に出る文字である「亞爾然丁」は南米第二の大國で小麥、牛皮、羊毛抔の澤山に出る國で而も我國の條約國である、曩に同國獨立の百年祭が盛大に擧行せられ吾國より軍艦生駒の派遣せられた事は新らしい記憶である、次で本年六月其答禮として同國より軍艦を我國に派遣せられた、東京及び橫濱で盛なる歡迎會も有つた、其都度亞爾然丁と云ふ文字は新聞に活動して居る、又た本年五月二十八日支那駐劄の山座公使が俄然蒞去せられた、後任に付ては新聞の憶測が隨分盛んで有つたが、七月二十三日に至り南米智利駐劄の日置公使が支那公使に任命せられた、秘露國と亞爾然丁國とは智利公使の兼轄である關係から其時も亞爾然丁の文字は相當に動いて居る、故に多少時代を知る心掛の人、常識養成に努むる人の頭には無論入つてる譯である。第二問は文字の通りで辯ずる迄も

無い事、然し敎育は相當に有つても常識のない人は現內閣各大臣の氏名を知らないのは珍くない、然し其れは學者と曰ひ得るかもしらぬが現代の人とは申し難い。次に第三問の滿鐵正副總裁の交迭、之も久敷ヤカマシイ問題で有つた、新聞では殆んど一ケ月間程每日の樣に出た、遂に六月十五日に至り野村、伊藤の正副總裁が被免と成り同時に製鐵所の長官であつた中村男爵が總裁と成り次で國澤新兵衛氏が副總裁に就任せられた、是れ畢竟同社が久敷政黨と關係厚く從て所有る情實と內紛が蟠まつて居る其れを根本的に革新すると云ふのが交迭の事由である事は社會事故に注意し現代を知る人は何人も知る所である、是れが即ち常識である、此の常識が現代に適切なる所以にして生存の資格も亦た爰に存するのである、是等は畢竟一例に過ぎぬが今の世の中は實に此の通りである。

吾人は、なにも個樣な常識試驗を通過して新たに會社員だの、實業家だのを望むと云ふのでは無い然し吾人は日々常識試驗を受けて居る事を忘れてはならぬ即ち上官の面前に立ちて前日の出來事を報告するのも簡單なる常識試驗である、一通の上申書を書ても、一件の立案書を作つても之れ皆な直に常識試驗である、平素の勉強程度も執務上の注意も時代思想も皆な分るのである、又た監獄の玄關で外來者に對する一言の應答も直に常識の具備如何が發表せられるのである、返す〳〵も吾人は常識の養成に努め現代に適切せねばなりませぬ（了）

大正三年九月中入出監竝月末在監人員

統計

區別	受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	兒乳	計	入監	出監	前月末日現在	現在	前年同月末日現在	前月比較	增減	前年比較	增減
總計	五〇、六四〇	四、〇七三	九二八	四五	五三、一九六	五、二八二	五、三八二	五〇、五四七	五〇、六四〇	五八、二九五	△九三	△七、七四八	△三九四	△五二三
男	五〇、二九五	四、〇七三	九二八	四五	五三、一九六	五、二八二	五、三八二	五〇、五四七	五〇、六四〇	五八、二九五	△九三	△七、七四八	△三九四	△五二三
女	三四五				二、四九〇	一、〇七八	一、一五九	四、四一七	四、〇七三	四、八一一	一四	四〇五	三一	九一
計	五〇、六四〇	四、〇七三	九二八	四五	五五、六八六	六、三六〇	六、五四一	五五、九六四	五五、七四六	六三、一〇四	△一四	△七、五九二	△三九四	△五二三
內地	五〇、二九五	四、〇七三	九二八	四五	五五、一八六	六、三五二	六、五四一	五五、九六四	五五、七四六	六三、一〇四	△一四	△七、五九二	△三九四	△五二三
朝鮮	三四五				四九〇	八	一	四九〇	四九〇	四九〇				
臺灣					一一、九一六	一、二一〇	一、一四二	一一、九八四	一一、九八四	一一、九八四				
樺太					一一、九一六	一、二一〇	一、一四二	一一、九八四	一一、九八四	一一、九八四				
關東都督府					一一、九一六	一、二一〇	一、一四二	一一、九八四	一一、九八四	一一、九八四				
支那	男	二二			計	二八								
	女	一				一								
英吉利	男	一				一								
北米合衆國	同	一				二								
露西亞	同	三				三								
總計	男	二七				三四								
	女	一				一								

備考　內朝鮮人受刑者男一八人刑事被告人男二人アリ

×印ハ逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者ナリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

區別	受刑者	刑事被告人
支那 男	二二	六
女	一	
英吉利 男	一	
北米合衆國 同	一	一
露西亞 同	三	
總計 男	二七	七
女	一	

大正三年九月中在監者人員表

監獄別	受刑者			刑事被告人			勞役場留置者			兒合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東京	三三三	三五九	四八二	七四九	二七	七七六	五	四三	四八	一	一	二
市谷	一、二七〇	一	一、二七一	一	一	二	一	一	二	一、二七二	一	一、二七三
巢鴨	二、一八四	一	二、一八五	一	一	二	一	一	二	二、一八六	一	二、一八七
橫濱	一、三九四	九八	一、四九二	七九	五	八四	一七	一	一七	一、四九三	一〇六	一、五九八
淺和	一、〇五二	四	一、〇五六	八九	一一	一〇〇	二	一	三	一、一五四	一一五	一、一六九
前橋	八一八	二	八二〇	六〇	五	六五	二九	一	三〇	九一七	八	九二五
千葉	八八四	四〇	九二四	三七	五	四二	二	一	三	九四二	四三	九八五
水戶	七四四	一	七四五	六三	二	六五	一九	一	二〇	八二六	二	八二八
宇都宮	六九一	一四七	八三八	六七	七	七四	一一	二	一三	七四〇	一五七	九七
甲府	七四九	三	七五二	三八	一	三九	二六	二	二八	八一〇	三一	八四一
長野	一、〇八五	三	一、〇八八	一五三	三	一五六	二八	二	三〇	一、二六六	四八	一、三一四
小管	一、〇一六	一	一、〇一七	一	一	二	一	一	二	一、〇一八	八	一、〇二六
安濃津	七一八	一七	七三五	二九	一	三〇	一	一	二	七五〇	八	七五八
名古屋	一、九七八	一〇二	二、〇八〇	一七九	一三	一九二	三一	一三	四四	二、二一五	二三五	二、四五〇
靜岡	八〇〇	二八	八二八	七三	三	七六	一三	一	一四	八九四	九六	九九〇
豬所	五七二	二六	五九八	二三	一	二四	三	一	四	五九七	六二	六五九
岐阜	一八一	一八	一九九	三七	二	三九	一八	一	一九	六七二	二一	六九四
新潟	八六〇	五九	九一九	五五	一	五六	三三	一	三四	九四八	六二	一、〇一〇

金澤	九八一	四九	一、〇三〇	五九	二	六一	一五	二	一七			
宮城	八四七	六	八五三	七七	三	八〇	七	五	一二			
福島	七二一	一	七二二	五一	四	五五	一九	八	二七			
鹿岡	四三五	二	四三七	二三		二三	一		一			
青森	三五七	一九	三七六	五三		五三	二三	一	二四			
山形	三八二	一三	三九五	一三	一	一四	二三	二	二五			
秋田	五七二	五	五七八	六九	二	七一	二三	二	二五			
京都	一、二八一	六四	一、三四六	一一三	二	一一五	二七	一	二八			
大阪	二、九四一	一八三	二、一二四	三七九	二一	四〇〇	六四	三	六七			
奈良	八〇一	二	八〇三	三一	一	三二	二四	二	二六			
和歌山	六四八	二一	六六九	五三	二	五五	二九	二	三一			
神戶	一、九七一	一一七	二、〇八八	三三五	八	三四三	七四	六	八〇			
岡山	八九九	五一	九二一	一〇六	四	一一〇	一七一	一三	一九八			
廣島	一、一九八	七八	一、二七六	一一九	三	一二二	一九	二	二一			
山口	八六七	三三	八九九	六〇	五	六五	一四	一	一五			
松江	一、〇二四	四五	一、〇六九	八四	二	八六	二三	一	二四			
德島	六四八	四六	六九四	二五	二	二七	一八	一	一九			
高松	七八八	四二	八三〇	八九	八	九七	九	二	一一			
松山	八一七	四八	八六五	九三	一三	一〇六	四〇	二	四二			
高知	六九三	四三	七三六	四四	二	四六	八三	六	八九			
長崎	一、一八	七六	一、一九四	一九四	二	一九六	一七		一七			
福岡	一、四二〇	六〇	一、四八〇	一三五	一三	一四八	五七	二	五九			

										一、〇五五	五三	一、一〇八
										九三一	一四	九四五
										七四七	九	七九〇
										四七四	二九	五〇六
										四一四	三三	四四七
										一、二九九	五五九	一、三五八
										四一〇	二〇	四三〇
										六七四	二〇	六九四
										一、四二一	七〇	一、四九一
										三、二九九	二〇	三、三一九
										八五七	八	八六五
										二、二九七	一三	二、三一〇
										九九八	五七	一、〇五五
										一、二七八	九三	一、三七一
										九四三	三七	九七九
										一、一二一	五一	一、一七二
										六八〇	四九	七二九
										八八六	五二	九三八
										九四八	六六	一、〇一三
										八一九	五一	八七〇
										一、三二九	八八	一、四一七
										一、六八〇	六五	一、七四五

大正三年九月末日現在在監受刑者罪名表

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
總計	二五、二一七	八七四	二六、〇九一	二六、〇〇一	二八、九三八	九〇	△二、九四七
竊盜	三、〇八〇	一〇	三、〇九〇	三、一〇一	三、一一五	△一一	△二五
强盜	二、九五八	一〇	三、〇六八	三、二六七	四、一四〇	△一九九	△一、〇七三
賭博及ヒ富籤	五、八四三	一五七	六、〇〇〇	六、〇〇八	七、二七〇	△八	△一、二七〇
詐欺及ヒ恐喝	二、〇八五	四六	二、一三一	二、一三五	二、七六九	△四	△六三八
橫領	五三八	三八	五七六	五八五	六四五	△九	△六九
贓物ニ關スル罪							
賊徒							
騷擾姦淫及ヒ重婚	三九七	三〇	四二七	四一四	四七七	一三	△五〇
傷害	一、四二三	三〇	一、四五三	一、三九四	一、六五八	△二〇五	△五九
殺人	二、四五七	一八九	二、六四六	二、六六〇	二、七七八	△一四	△一三二
嬰兒殺	五五	一六七	二二二	二二六	二二六	△四	△一
逮捕及ヒ監禁	一八	四	二二	二三	一六	△一	△六
墮胎	三三	六九	一〇二	九三	一一四	九	△一二
公務執行妨害逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四五	一	四五	五一	七一	△六	△二六
騷擾	三九		四〇	四一	四二	△一	△二
放火	四二		四二	五二	二八	△一〇	△一四
住居ヲ侵ス	一、四八五	三三六	一、八二一	一、八四六	一、八九二	△二五	△七一
略取及ヒ誘拐	一一五		一一五	一一九	一一八	△二五	△五六
其他	九七		一〇五	一〇九	一四六	△四	△四一
計	一七六		一九一	一八六	一九八	五	△七
	四七、八二九	二、一三五	四九、九六四	五〇、一三四	五六、九二三	△一七〇	△六、九五九

法

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
發棄及ヒ隱匿	五三		五三	五一	六四	△一一	△二
通貨僞造	二一二		二一二	二一四	二一三	△二	△九
文書、有價證券僞造	一、二六〇	二	一、二六二	一、三〇八	一、三四八	△四六	△八六
印章僞造	五四		五四	五四	五五	△一	△四〇
僞證及ヒ誣告	七四	一	七五	七五	八五	△一〇	△四〇
瀆職	六三		六三	六三	六一	二	二三
騷擾姦淫及ヒ重婚	三九七	三〇	四二七	四一四	四七七	一三	△五〇
傷害	一、四二三	三〇	一、四五三	一、三九四	一、六五八	△二〇五	△五九
殺人	二、四五七	一八九	二、六四六	二、六六〇	二、七七八	△一四	△一三二
嬰兒殺	五五	一六七	二二二	二二六	二二六	△四	△一
逮捕及ヒ監禁	一八	四	二二	二三	一六	△一	△六
墮胎	三三	六九	一〇二	九三	一一四	九	△一二
公務執行妨害逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四五	一	四五	五一	七一	△六	△二六
騷擾	三九		四〇	四一	四二	△一	△二
放火	四二		四二	五二	二八	△一〇	△一四
住居ヲ侵ス	一、四八五	三三六	一、八二一	一、八四六	一、八九二	△二五	△七一
略取及ヒ誘拐	一一五		一一五	一一九	一一八	△二五	△五六
其他	九七		一〇五	一〇九	一四六	△四	△四一
計	一七六		一九一	一九一	一九八	五	△七
	四七、八二九	二、一三五	四九、九六四	五〇、一三四	五六、九二三	△一七〇	△六、九五九

罪名	陸海軍刑法	四〇	一	四〇	五一	六二	△一一	△二二
	森林法	一五九		一五九	一七二	二〇二	△一三	△四三
	徴兵令	四五		四五	一九	一九	二六	二六
特別法規違反	郵便並電信法	四一		四一	四一	三四	七	七
	警察犯處罰令	一二三	八四	一九七	一二六	八九五	一一	△六九八
	鑛業警察令及鑛山警察令	五	一四	一九	一六	一六〇	三	△五九
	其他	八一	一	八二	八一	一	七七	△七八九
	計	四八四	九九	五八三	五〇六	一、三七二	△九三	△七、七四八
總計		四八、三一三	二、二三四	五〇、五四七	五〇、六四〇	五八、二九五		

大正三年九月末日現在受刑者刑名表

刑名	期間	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
懲役	無期	四一二	一二	四二四	四一四	七五一	一〇	△三二七
	十五年以上	八七〇	三八	九〇八	八九八	二、〇三七	△一、一二九	
	十五年未滿十年以下	二、二一七	五六	二、二七三	二、二八二		△九	△四、八六九
	十年以下五年以下	一一、四〇六	三二五	一一、七三一	一一、八一一	一八、八七三	△八〇	
	五年以下三年以下	七、一八六	二八三	七、四六九	七、六六九	七、五九〇	△二〇〇	△一二一
	三年以下二年以下	五、四五八	三〇六	五、七六四	五、七五二		一二	△六五六
	二年以下一年以下	七、一九一	四〇六	七、五九七	七、七〇七	一四、〇一七	△一一〇	△六五六
	一年以下	七〇七九	二九五	七、三七四	七、二〇六	八、〇八四	一六八	△七一〇
禁錮	十五年以上	四、九九七	二八八	五、二八五	五、二〇一	五、九二八	八四	八二
	十五年未滿十年以下	一、三三七	一二七	一、四六四	一、五二七		△六三	△一七八
	十年以下五年以下	四八、一五三	二、一三六	五〇、二八九	五〇、四六七	五七、二八〇	△一七八	△六、九九一
	五年以下三年以下							△九三
	三年以下二年以下							△七、七四八
	二年以下一年以下							
	一年以下							△一六五
刑	六月以下							△七、七四八
	三月以下							
	計							

期間	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
禁錮			六	一					一三	二五	四七
拘留刑											
合計			六	一					一三	二五	四七
初犯			四、三一三	一七、七四九	三〇、五六四	四八、三一三	一、五一六	一、九五四	四四、八四三	四八、三一三	
受刑者ノ累犯			一、四六二	七七二	二、二三四	一三四	一〇六	一、九九四	二、二三四		
計			二、二三四	一、四六二	三一、三三六	五〇、五四七	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七	五〇、五四七	
受刑者ノ年齢	十八歳未滿		五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七	五〇、五四七	
	二十歳未滿		一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇					
	二十歳以上		二、〇六〇	二、〇六〇	二、〇六〇	二、〇六〇					
計			五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七	五〇、五四七	

期間	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
禁錮			六	一					一三	二五	四七
拘留刑											
合計			六	一					一三	二五	四七
初犯			四、三一三	一七、七四九	三〇、五六四	四八、三一三	一、五一六	一、九五四	四四、八四三	四八、三一三	
受刑者ノ累犯			一、四六二	七七二	二、二三四	一三四	一〇六	一、九九四	二、二三四		
計			二、二三四	一、四六二	三一、三三六	五〇、五四七	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七	五〇、五四七	
受刑者ノ年齢	十八歳未滿		五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七	五〇、五四七	
	二十歳未滿		一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇					
	二十歳以上		二、〇六〇	二、〇六〇	二、〇六〇	二、〇六〇					
計			五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	五〇、五四七	一、六五〇	二、〇六〇	四六、八三七	五〇、五四七	

雜纂

最近に於ける行刑上の實感

典獄　江澤精造

今回伊藤主事の懇切なる勸めに因り當監の現況を陳し併せて最近に於ける行刑上の實感を述べんとす其事項凡そ下の如し（一）恩赦の施行と其感應（二）作業上競爭心の善用（三）等一食量と其影響（四）戰時の監獄と吾人の理想

一、恩赦の施行と其感應　減刑令發布せられたる當時の當監在監人員は總て八百十九名にして內減刑を受けたる者七百八十五名（刑期四分一減刑者三百二十二人殘餘二分一減刑者四百四十一人二刑以上を有し前二項該當の者二十二人）減刑を受けざる者三十四名とす、減刑を受けたる者は齊しく恩赦の聖旨を體し無窮の皇恩に感し速に良民と爲り以て聖恩の萬一に奉答せん事を期待せるの色あり就中累犯者にして殊に行狀不良に屬する部類は前回の恩赦に鑑み假令減刑の事あるも特殊の者に限り行はせらるゝものと信し居りしに突然減刑の申渡を受け驚喜措く能はず自暴自棄の域を脫して前途に希望を立て心機一轉に向ひたる者多く是等は爾來何れも役業に勵精し言動亦た大に善化せるを認む。

右減刑を受けたる七百八十五名中既に釋放に至れる者百九十七名に及び（九月三十日迄に）此等に對しては地方保護會を督勵し極力保護の方法を講じたるを以て其成績たるや前回の恩赦と等しく概して甚だ優良なり唯僅かに二三背恩の徒を見たるも大多數は生業に就き善行を保ち居れり

次に恩赦を受けざる三十四名に付ては如何なる反應を來すべきかと多少危懼する處ありしも當初明に其旨を宣し具さに其事由を諭したるに更に猜疑の念を抱かす又敢て不滿の色を爲さず却て恩赦に漏れたるを他に恥ぢ內心密かに先非を追悔せるもの、如く當時一人として不穩の言動を示したるものなかりき然れども此類に付ては處遇上嚴密なる注意を拂ひ特別觀察に付し爾後滿四ヶ月の終りに於て各其行狀を審驗せしに即ち左表を得たり。

懲罰表（第二回恩赦に漏れたるもの三十四名に付調査）

違犯事項 / 懲罰種類	物品藏匿	雜話	毆打	計
叱責	一	—	一	二
減食	一	三	—	四

即ち恩赦に浴せざりし三十四名中滿四ヶ月間に輕度の懲罰を受けたる者六人ありしも其他の二十八名は何等違令の行爲なく能く役業に服し居れり但し特筆に値すべきは右三十四名中の一人「竊盜十三犯懲役十年四」某は八月五日夜間破獄逃走を企てたるも未發に之を防止する事を得たり。

二、作業上競爭心の善用　作業は行刑に伴ふ必須の機關なるは論を俟たず、是れが督勵を爲すは單に國家の收入の增加を求むるの所以に止まらず散慢放肆にして業務に親まさる彼等在監者の性癖を矯正して勤勉力行の良習を扶殖するを第一義と爲さゞるべからず而して之が督勵を爲すの方法一に非ず、近時吾が監に於て執りつゝある主なるものを擧ぐれば。

イ、先づ授業手を督勵して作業教授に懇切周到ならしむ

ロ、作業主任以下作業所屬の部員をして頻々現場に臨み個人的に奬勵鞭撻す

ハ、作業怠慢と認めたる者は容赦なく加罰し同時に一般を警戒す

ニ、工場毎に場內就業者の作業成績一覽表を作り稱呼番號に依り場內に揭示す

ホ、成績優秀なる者には比較的善良なる被服臥具を貸與し又之に因り食席の順位を定め且つ成績順に依り入浴を爲さしむる等總てに於て勤勉者を表彰す

へ、各工場毎月の成績を調査し其順位を定め『作業成績第何等工場』の等級札を各工場に掲ぐ

右等諸種の方法を併用し來れる結果近時頗る進歩したるを認めたるに因り更に其他の方法に付き絶へず考案を凝し隨時其方法を變化し就業者をして單調に倦ましめざる事に專ら留意せり要するに「競爭は進歩の母」なれば個人と團體に於ける競爭心を善用せば進歩は元より其個人に於て業務の趣味を感受せしむると共に「閑居不善」より來れる弊害をも防遏すべきものなりと信ず

三、等一食量の善影響　有體に曰へば當監にては科程終了者に當該食を與へ科程外三割以上者には一等上級食を與へ科程不了者には一等下級食を與へ、此運用に依り巧に作業の奬勵を爲し來れり然るに本年三月本省の通牒に依り本方を撤廢し以後科程の了否に關せず等一食糧を與ふる事と爲れり、其結果一人に付平均二勺三才の增加となり總體に於て（約八百人）一日一斗八升餘の增量を示し糧食費に影響するの點尠からず而も彼等在監者に對しては一層怠慢の氣風を增長せしめ從來收め得たる作業の成績を根本的に破壞せらるべきの感を有し必ずや不良の現象を發生すべきならんと心密かに其憂を抱き居りしに右實行以來其の狀況を見るに何等不良の傾向無く從來科程未了の爲め一等下級食を與へられたる者俄かに等一食量の扱を受け頗る其處遇に感激し精神的より奮勵の念を生じ從來一般の成績に比し却て佳良なる傾向を示し豫想に反するの新現象を見たるは近時吾監作業上の一異彩にして是等は將來各般の制度を革むる上に於て力ある參考資實なりと信じ居れり。

四、戰時の監獄と吾人の理想　九月號〔協會雜誌〕卷首に於ける當局の所論『戰時の監獄に對する希望』を讀むに言句稜々として而も甚だ痛切を極む吾人亦た頗る感を同ふす、吾が監に於ても大詔の煥發せらるゝや敎誨師をして其事相を詳說し

爾後屢々戰時國民の心得を訓諭せしめたるに軍國の意義深く徹底し感奮興起の色著しく慨慷亦た極り無きものゝ如し。爾來能く囚情を視るに何となく平時と異るの趣あり被服糧食等に就て情苦を述ぶるものなきは勿論一般に規律的の觀念を嵩し作業上には著しく活氣を呈し來れり。就中放免に近き某兵中尉の如きは軍夫志願の手續を乞ひ又累犯の某囚は賞與金の獻納を熱誠に志願する等眞に愛國心の發現と認むへきもの甚た多し。

從來述へたるの外在監人の減少は殊に著しく九月三十日に於ける當監の人員は七百六十六名にして內宮城控訴院管內の控訴の確定囚百三十五名橫濱より移監の殘囚十三名東京より移監の殘囚四十五名巢鴨より移監の殘囚百九名を控除せは純本監所屬の行刑囚は僅かに四百六十四人に過きす如斯在監人の減少したる事は明治十五年以來初めて見たる事實なり。

右は各種の原因に基くへきも亦大に行刑の效果を主張せらるへからす而も一昨年來再度の　恩赦ありて一般受刑者の心氣頗る革まり加ふるに今回の戰役に因り國民的觀念を喚起したること多く其結果として懲罰事故漸次減少し作業亦た甚た順調なれは自然遇囚に餘力を存したる事各監同しかるへく此の運勢に乘して著々舊慣を改め新制度を工夫し克く敎化利導せは斯道の目的を擧ぐるや斯して見るへく吾人司獄の職に在る者更に一段の力を遇囚に加ふへき今日より良き秋はなく又た頗る興味ある時代なり是れ小官の所信にして又た常に吏僚を鼓舞して止まざる所以なりとす。

イタリヤ監獄に干する感想

ジノ、シー、スペランザ。(Gino C. Speranza.)
谷野格譯述

氏はニゥーヨアーク辯護士協會員にしてニゥヨアーク駐在イタリヤ領事館の前顧問たり

イタリヤ監獄を視察せし者は其建設場の不充分不完全は之を管理し規律する職員の優秀と技倆とにより大に補はるゝ事實を感知せしならむ、注意す可き或例外を除きイタリヤ監獄は未た猶ほ多少古風の建築物より成る、監獄は多く從前の修道院たりしを以て如何に改築し奈何に當世風たらしむるも構造上最良形式の獄舍たるに適せす又有益なる衞生上の設備を具有せしむるにも不適當なり、反之を監督指揮する職員に至りては頗る其事務に適合せり、其は政治の監獄官吏任命に及はさるのみならすして監獄の管理は一の高等職員にして終身之に從事する者には年金を給與し又之に從事する者には一定の官職上の榮譽を賦與するが故なり。

典獄は法定の稱號を有する大學卒業者たるを要す但し狂者に對する刑罰的營造物の典獄の場合は除外例にて此場合は醫師たる事を要す、此等凡ての者は刑事社會學竝に刑罰學の聽講を奬勵せらる而して昇進は本職の期間竝に功勞による。

看守は主として警察官吏なるも特に此職務に選拔されたるものにして軍律に服す、或る監獄にては探偵を養成する爲め且刑事學研究の學生の爲め學校を附屬せしむ。

我輩の思考する所に依れは各般の種類の刑罰的營造物より一例宛を引用するは以てイタリヤに於ける已決未決の囚人は如何に取扱はれ又此が監督の任にある人々の種類奈何に干する觀念を最も明瞭ならしめる最善の方法ならんと信す。

サン、ジミニャノのスタビリメント Stabilimento of San Gimignano は斷崖の上に位し夫の有名なる同名の中世的都市の位置を占むる牢獄にてタスカニ

一の古公國に於ける監獄改良の第一着手たりき、其は古くして廣大なる修道院にて小なる僧房は一囚人一房宛の監獄としては立派なる監房に變更されたり、然れ共吾人は此營造物の非常に清潔なる事は唯一に典獄の手腕ある管理に歸し得べし、此れなくむば建築物自身疾病の中心點たる可ければなり、其故は便所は古く監房内の尿壺は圄中に在り、作業物は狹少にして體裕の設備は不充分にして被服の洗濯は暗き穴藏にて爲さゝるを得さるを以てなり、併し此事あるにも拘らす此處には疾病極めて鮮く囚人は健康にして之に滿足せるが如く見受られ多量の見事なる作業仕上げらる、囚人の贏得せし賃錢は分割せられて其六割は國庫に四割は囚人に歸す而して彼等は特別の許可あるに非されば其贏得せるものを貯蓄せさる可らず、食物は良好且多量に支給せらるゝも囚人は增菜としても日々少額を費す事を許可せらる、信書は何時にても囚人の受領を許さるるも囚人は各三ヶ月毎に一回信書を認め得るのみ。

懲罰は飮食物の減量竝に嚴重なる監禁とよりなる併し此れとて監獄醫の同意を得て初めて執行し得るなり。

當監獄に於ては重大犯罪に因る刑の執行の爲め全刑事期間獨房に拘禁するものとす、此事たる囚人がマス總囚敎誨に出席する際にも祭壇に面する個人箱即ち獨房中に收容せられ又日々の運動の如きも單獨に戶外の圍障内にて爲すの程度迄實行せらる該典獄の意見に從へば如斯き程度の獨房監禁はせらるゝ少數の場合を除くの外概ね精神を錯亂せしむるの傾向ありと云ふ。

註(マスは各日曜毎に一回乃至二回宛行はるる舊敎國に於ける宗敎上の儀式なり)

當監獄は相應の病院及學校を有し其百貳拾七名の在監者は貳拾七名の看守に監督せらる、然れども囚人毎

イタリヤ監獄に於ける一般の規則としては囚人毎

百人に付き看守十人の割合なり。

ロウマに於けるレヂナ、コエリ、Regina Coeli at Rome は異種の刑罰的營造物即ちイタリヤ語の所謂るカルセリ、ジウヂイヂアリ Carceri Giudiziarie にて裁判中の者又は有罪の宣告を受けたるも其判決に對し控訴を爲したる者を收容するを目的とす此種の獄舍に於ては又刑期の末期にある囚人をも收監す、之を要するに此種の營造物に於ては規律の點に於てサン、ジミニャー種のものより寬なり。此監獄は本と法王領たりし當時刑罰的營造物たりし建築物の集合にして現今大に當代化されたるものにして千二百人を收容するが爲に建てられしが我輩視察の當日は四人著く之より多數なりき。此營造物に依りて得たる一般的印象は秩序の缺如せる事竝に何等積極的なる嚴峻ならしむ可き施設を缺如せる事なりき監房は普通充分の光線を受け可成の大さを有し、各囚人は監房に供せらるゝ唯一の便器たる各自の尿器を洗濯す、尿器は古びたる外觀を有せしも臭氣を感知せず、灌浴（頭上より下注するもの）は充分準備せらるゝも開く所に依れば使用せらるゝ事稀なりと。

戶外運動に對する場所極めて狹小にして我輩の目擊せし囚人等は其許可せられたる戶外の圍障內に密集し其結果運動不可能なりき。

裁判中の囚人は普通イタリヤ朝餐たるパンとコーヒーとの外一日に一度宛實質ある食事（御馳走）を給せらる然れども規定の料金を支拂はば監獄の賄方に食事を注文する事を得、我輩は食事時間に在席せしが食事は囚人の現在せる場所に於て喫せらる、食堂の存在なき事は秩序欠缺の印象を深からしむ、監獄の庖厨は薄暗かりしも相當に清潔なりき然れ共食事は良好且豐富にして囚人は健康體にあるが如く思考せられたり。

裁判中又獨房監禁の宣告を受けたる者を除きて囚人は一房に三人以上五人以下雜居をなす、イタリヤ各監獄典獄の聲言する所に依れば一房に三人を收容すれば或る種の罪惡を豫防し得へく、反之、裁判中の囚人を獨房に監置する目的は犯罪當時他所に在りしてふ答辯の準備を爲すを豫防するにありと云ふ。

裁判中の囚人に對しては相談室の設備ありて此は大なる玻璃戶を有し之を透視して、看守は絕えず警戒す如何となれば或る看守の云へるが如く辯護士中には其訴訟依頼人より醜惡なる者あればなり。

女囚は區劃を別にし女看守の監督に屬す、イタリヤは女性に關する監獄制度に於て未た他國に劣る所あり。

病院部は卓絕し外科的手術を要する患者は他の監獄より茲に送致せらる、數多の整頓せる手術室竝に許多の個人的病室（一人宛を收容する病室）の設備あり。

レジナ、コエリに就き最も注意す可き事は其作業制度なり、大工製靴の普通勞働の外に頗る大なる

印刷所ありて活字の作製より完成せる製本の出版に至る迄の印刷業の各部門を網羅す、政府の報告書は多く此處より出版せられ國法さへ此場所に於て之に違反したる者に依りて印刷に付せらる、若し法律を知らさるを以て口實となすを得すとせさは此は正に其の最顯著なる例證なりとす。

シシリー島パレルモ Palermo in Sicily に於ける監獄も亦カルセルジウヂィヂアリオ Carcere Giudiziario にして恐らくイタリヤに於ける此種の最大なるものならむ、其現在及平均數は約千二百名に過きさるも二千人に對する準備あり、其一半は近代化されたる古城塞にて他の小半は近世的獄舍よりなる、此營造物は別箇の九部に區分せられ各部は大なる中庭とジアルヂノ Giardino 即ち耕地とを有し此等の耕地は監外人に賃貸せられ囚人によりて良好に耕作せらる。

其一部は女囚に當てられ慈善協會員竝に數人の女看守に監督せらる、在監人には初步の敎育を授く

る學校あり、囚人は一室二十人の大部屋に睡眠し且「起居」す、我輩の見る所を以てすれば彼等は直接に日光を受けす日光は曾た障壁に圍繞せらるゝ廣濶なる中庭に通する格子戸を通して入來るのみ。

又一部は未成年者に當てられ此處にて精神上及道德上の敎訓を與へむとする計畫ありき、併し此部は監獄の古き部分にありて少年等は一室に三人宛雜居し多くの拘束を蒙らさるか如し。

監獄の新築部分は數屋の各監房より成りて連續せる手欄を有する內廊下に面す、監房は直接光線を受くるも過多に失せす、便所の設備は貧弱にして各監房には一箇の鐵「バケツ」ありて鐵箱中に藏置せらる此れには二箇の戸扉ありて一は監房に他は廊下に通じ必要あらば廊下の戸扉を開き「バケツ」を取去るを待、寢具は各二週間毎に一度之を取替ふ病院は凡ての點に於て優越せり。

千二百名の囚人に對し看守は僅に九十名なるも若干の步兵監獄に於て步哨の義務に任す。

之を要するに囚人をして運動を爲さしむる廣濶中庭以外の一般的印象は頗る良好ならず。

特に注意す可きはイタリヤ監獄制度中一層科學的方面又刑罰學的努力を表現するもの換言すれば感化院竝に刑事精神病者に對する監獄即ち是なり、此後者に就き簡單にアヴェルサ Aversa に於けるもの（マニコミオ、ジウディチアレ）Manicomio Giudiziale を說明せむ而して此監獄は本論文の劈頭に於て爲せし陳述即ち建築物の貧弱なるに比し典獄か優秀にして經驗に富める事實の好典型なり。

其典獄たるサポリト博士 Dr. Saporito は醫師にして有名なる精神病學者を兼ね又有能なる管理者たり、彼の奮鬪を要したる問題は往古の修道院を變じて刑罰的營造物らしきものと爲すにありき彼は改革の第一着手として障壁を破壞して一層豐富ある空地竝に空氣を得むとしたり、在監者約二百名にして彼等は或るグイディカビリ Guidicabili 即

ち裁判中にして多分は狂者ならむと觀察せらるゝ者若くは已決精神病者たり、終身囚及長期短期の刑期者も在監す、彼等は滿期に當りて病氣回復せは放免せらるゝも然らずむば其住所の瘋癲病院に移さる。

サポリト博士は現制度を全然一變して在監者をば其精神病の階級又種類に就ひて一定の營造物に收容して所犯犯罪の性質若くば宣告の性質竝に分量に拘泥せざる可きことを大に主張す、現制度の下に於ては癲癇患者强暴なる狂者 Violent insane and the docile竝に柔順なる狂者共に凡て群居せしめらる。

本營造物は充分科學的機械を備ふる實驗室可成の藏書竝に非常に詳細なる記錄を有するに反し精神障害を治療又鎭靜するの手段に至りては其不備なる事驚くに堪へたり、畢竟するに監獄にして病院に非す而して監獄に適用せらるゝ法規は一般に此處に於ても適用せらる、乍然凡ての實際的治療方法の欠缺せる事外氣又農事作業の欠缺する事樹木庭園若くは大なる空地をさへ缺ける事に於て此營造物はイタリヤ刑罰學の特性たる夫の奇異なる結合即ち仁慈の多大なる缺陷を配したる科學的原則の驚異す可き適用の實證なりとす

强暴なる狂者を除き囚人は處々の中庭にて日時を費消し或る少數の者は矩形敷石の製造に從事し他の少數者は監獄の必要とする所に使用せられ又或る者は光線不充分に空氣の流通不良なる製靴竝に大工の工場に使役せらる雨天の際は彼等は非常に煤けたる所謂る居室に雜居せしめられ又五個乃至十個の寢臺を保有し得る場所に睡眠す但し所謂る敎育は施さるゝ事なく一定の娛樂も設けらるゝ事なし。

典獄は在監者に對し一週一度の面接を許可し及信書を認め又親戚との面會を制限せずして生活を安易ならしめる事を勉む、喫煙は許容せらるゝも欽

酒は禁止せらる、食物は良好にして普通の監獄に於けるよりも一層寛大に且變化に富む、懲罰は許容せられず、鎮靜劑は少量宛授與せられ寢衣に至りては例外的なり、治療方法としての沐浴の設備に乏しく便所は貧弱に清潔の點に至りては比較的のみ。

在監者一人に一人の看守を附し、囚人は一定の獄衣を著するも嚴重なる規則通りに勵行せらるる事なし、視察者に與ふる一般印象は救濟の望み絕えたる墮落せる人類の範型に對するの心地ある事なり。

イタリヤに於ては今日迄女囚精神病者に對する設備なし、如斯き婦女は民間の精神病々院に收容せらる、又未成年者の精神病又精神的缺陷ある者に對しても何等特種の設備あることなし。

此營造物に於て此等の缺陷を顚補せる要素は其典獄なり、彼は科學的訓練の著しきに加ふるに實際的にして親切なる常識を以てす、故に在監者は彼を敬慕するが如く彼も亦獄則を解釋適用する事頗る寬大なり、又極力敷地に改良を施し且一層の餘地を得むが爲め隣地を購入しつゝあり、然れ共サポリト博士は犯罪學的材料並に精神病の科學的研究及分析に潛心し其結果多少治療法に對する努力を等閑に付するものに非ずやとの感想を余に與へたりと雖も此はイタリヤ國法の目的則ち此等の營造物を刑事學的材料の研究に對する實驗所として利用すると同時に主として監獄として觀察せんとすることに依りて其理由を知るに足る可し。

眼を監獄生活の光明方面に一轉すれば吾人はローマのサン、ミシェル感化院 San Michele at Rome に於て建築物の貧弱に配する管理の優秀を以てする他例を發見し又材料の貧弱なるにも不拘、有爲にして忍耐力あり且經驗に富める者の如何に多大の效果を奏し得るかの適例を發見せむ、當感化院は夫の有名なる法律家兼教育者たりしアリスチーレ、ガベリ氏を襲名して方今アリスチーレ、ガベリ院

Institute Aristile Gabelli と命名せらる、其理由はせめて名稱にても未成年者に對する凡ての拘束的營造物中監獄たるの外觀を除かむとするに至りガエタノ、ラステッ博士 Gaetano Bastelli は有能にして成功せる其典獄なり。

此感化院は九歲乃至十八歲迄の不良少年を收容すイタリヤ國法に從へば父母は地方官憲に對し其不良少年を告發する事を得官憲に於ては相當の審問を經て彼等を感化院に收容し得るなり、然れ共父母は親權を喪失することなきが故に官憲に訴へて兒童を取戻し得、父母の生活費を減少せむが爲に其兒童を入院せしめむ事を請願する場合も又父母が如斯き兒童の勞銀を贏得し得る年齒に到したりと思考する際彼等を家庭に送還せむことを請願する二個の場合に於て濫用の存する事を容認せらる、少年等は父母の住所を離れて感化院に收容せらる。

本院は法王時代の古き建築物内にありと雖も懇切常識且感化的原則の有效的且實際的の應用に滿つるが如し。

少年等は十二歲より學校教育と共に特種の職業を授けらる職業教育の最初は少年等を一種の遊戲室に入る此所には種類の工藝具と木彫、粘土細工、繪畫、圖畫、金屬細工等の簡單なる模型とを備ふ、彼等は教師監督の下に其好む所のものを試み得、如斯き努力を本とし他の材料をも考査し又相當に父母の希望にも留意して典獄は各少年に授く可き職業と決定す、課程自身は最も完全にして一箇年の一般準備的實業教育と四箇年の卒業教育とよりなり政府の同程度の實業學校の免狀と同等なりとの保證ある免狀を授與せられ其出處を記入せず、職業中には大工、製靴家具製作業、機械學竝に電信法を包含す。

此實業學校の製品は販賣することなく當營造物内にては使用せられ又其博物館内に保管せらる、模型製作、木彫、家具製造竝に機械工業（若干の少年

等は個々に大なる、氣罐竝に機關の組立に從事し或は大小釘を打込み或は螺旋若くは連子若くは辨等を施しつゝありき）は非常なる好結果にして且美術的に大に有望なりき。

少年等は準陸軍服を著用し、功勞及善行あらば特別なる公の儀式に際し當營造物を代表する名譽以外に銀線若くは班長又は美食、一層大なる特權又外出數の增加を以て賞與とす、懲罰は稀小にして十二歲以下は譴責に限り十二歲以上は一定の特權の剝奪及一室に監禁する事に限る。

少年等は午前六時半起床、自室の整頓、柔軟體操の終了の順序を經て初めて牛乳竝に麪包よりなる朝餐を喫す、九時に作業を開始し正午に至りスープ溫飩、麪包、少量の地酒及野菜若くば果物よりなる中食を喫す、斯くして午後二時迄休養し二時より五時に至る迄は再び作業す、夜間は娛樂、讀書、勉强其他少年等の音樂隊による演奏に委ねらる、小病院の設備あるも長期に渡るもの又重患者は都市の病院に移さる、一週に二回宛少年等は附近の名所古蹟を巡覽せしめらる、家屋は不幸にして戶外運動に對する餘地尠く又未だ閂にて閉鎖せる牖窓を有し而して數個の寢室は監房の舊觀を有し空氣の流通甚だ不完全なり、少年等は名々寢室を異にし隔日毎に沐浴す。

公の儀式に際しては感化院の少年等は隊伍をなして進行し普通學校の生徒等と共に著席す、彼等は稍や癨瘠倭小なるも幸福滿足の樣ありて出身者の之を愛慕せる例證を見る事多し。

身心に健全なる習慣を注入せむとする希望は到る處に發見せられ、一般の印象として此等の少年の家庭に於て養成せらるゝ所と比較すれば彼等は賢明なるラステリ博士の監督に委ねられたるを以て最も幸福なりとせむ。

イタリヤ學者は夫の新規にして未だ稍や漠然たる刑事學と稱する科學の首唱者たるを容認せられ刑罰學も亦イタリヤに負ふ所至大なり、乍然イタリヤ立法者の大なる保守主義に原因するか又國民間に犯罪人に關する一層科學的なる概念の普及するを遲延せしめ沿革に淵源するかの何れかを明瞭にせずと雖もイタリヤ監獄に於ける根本觀念は收監の最大目的は刑罰にありと云ふ事是なり、熱心家竝に勤勉なる學者非常に努力し其結果として科學を監獄の管理及刑法の補助として應用する事に大に成功せり、されど全國としては未だ犯罪人に關する舊觀念を固持し監獄は最も訓練あり有能なる典獄の最善の努力あるにも不拘如斯き一般觀念を反映す、之を要するに今日イタリヤの監獄制度及刑事立法の明瞭に指示する所に依れば長所短所共にチェザレ、ロムブロゾ Cesare Lombroso の勢力頗る大にして我輩の思考する所に依れば一層偉大にして仁慈に富める同國人たるチェザーレ、ベッカリア Cesare Beccaria の勢力の寧ろ微弱なる事則ち是なり。

米國オーバン入獄後記（承第二十七卷第十號）

丁　英　生抄譯

（譯者曰く、此記の翻譯は前號所載の分だけにて止め、後段を省く心算なりしも、讀むで如何にも尻切り蜻蛉の觀あり、他よりも續きあれば譯出して完結すべしとの勸もあり、冗長を厭ふとの言を反故にして後記を造ると爾云ふ）

オスボーン君は唯だ獄制の醜汚なることを發見し之を公表して快を貪らんとするのでなく、實地に之を改良せんことを望むのである。之については、ジャッ、マーフィーなる同工場の四人から基礎的觀念を授けられた。オスボーン君が自ら陳べて曰ふには自分は監獄問題を解決すべき鍵は恐らく自治の原理に據らねばならぬと、多年の間考へて居つたが、何處から夫を着手して善いかまだ見當が附かなかつた。然るにジャクや、また其他の者と話して見ると、悉くみなが日曜日の午前十一時十分又は三十分で教誨が濟んで、それから翌る月曜日

の朝七時まで二十時間といふものを監房内に置かれることは非常な退窟で在監人の身心共に重大なる壓迫を感ずると云つて居る。そこで自分が云ふには『監獄課長の言に徴して見ると、彼は月曜日の午後何か運動とか娯樂とかをさせるつもりのやうである、然し之が取締方はどうしたものか眞逆官吏の休養を潰ぶさす譯にも往かず、去りとて各自に放任し置くことも能きないじやないか』

ジャック、『何故それか能きないですか』

『そこは能く研究もして考へねばならぬ』

『それならトムよ、僕は此處の事なら何でも知つて居る。同囚のことでも能く知つて居り、又數年間彼等を研究したが、此處に居る最大多數の者は其好機さへ賦與されたならば能く秩序を保つものだ、唯た困まるのは公平の取扱をされぬことで、僕等を取扱ふ種々なる方法をお話しても宜い、誰だつて信任されてるなれば正道を勵むものです、乾度そうですよ、こりや如何な人でもそうしたものだらう』。

『するとお前、本當に夏の日曜の午後あたり、在監人を庭内に出して、典獄でも課長でも之を放任して置けると思つてるか』

『そりや大丈夫ですよ、……而して樂隊でもあつたら……終日監房内に閉ち込めらるゝよりは遙かに愉快であるから、月曜日には喧嘩が少いに違いない、能く分つて居る』

『そうなりや、規律をどうしたものか。どれもこれも庭に出したものか。不作法の者が何か不都合を仕出かしたらどうするか。口論喧嘩をしたり、逃走を企つるものがありはしないか』

『然し考へても貰いたい、いくら在監人だつて萬事が癪に觸る風に仕向けられるとか、僕等にも殘つて居る特權を奪ひ去るやうなことさへなければ好むてそんなことをする筈はない。僕等はそんな手合を巧く取扱ひますから御心配は要らぬ。若しまた其が善くないとしたところで有賞者だけを出したらどうです』

とジャックは熱心に此問題を進めて來る

『善行組を造るのですなア、而して其組に入つたものだけは日曜日午後の特權を與ふるのです。』

ジャック、マーフィーの暗示は實際に効果を持ち來した。オスボーン君が出獄して間もなく、監獄課長及オーバーン典獄の共力に由りて存監人中に善行團を組織して其中から役員を互選させることに成効した。此種の囚人は日曜日の午後庭前に出て大に戒護力を減ずるの自由を與へられた。彼等が監房の出入は勿論、其他の動作も同囚の指揮の下に在る。此團の者は役員の許可を得れば娯樂をとることも出來る。此方法は最早數月前から實施されて毫も不秩序又は事故を生することもなく、反つて在監者の精神と行狀とに顯著なる改善を見るに至つた。

（評者曰く、此に至り大山鳴動して鼠一匹の感なくんばあらず。自囚七日にして日曜日の午後の運動を恩ひ附きしに止まらば其

結果の微少なる驚くに堪へたり。遠く近時紐育州の監獄にては運動時間にベースボールの遊技を實施したりとて世上喧々の聲喧し、元來此遊戯には疾走大聲の伴ふまでもなく、見物人の交談雜話拍手歡呼を惹起するものなるが、悉くこれ等は自治の名に於て許し、喫煙さへも此際は公許せるとの風説あるは誠に沙汰の限りといふべし。而して之が淵源は、オスボーン君の所謂自治制の新企劃に胚胎すること明かなれば流弊の及ぶ所決して輕視すべからざるか。然れども之を悉くオスボーンの責に歸するは聊か酷なるの感あり、何となれば常に極端と極端との間を奔らんとする米國人の習として、從來の不良なる監獄制度を改めんとして新奇突飛なる方法を採用せんとするは一般の輿論なるが如し、ヘスチングハートの如き嚴肅保安の思想に富む學者すらこのオスボーンの入獄記を紹介したる上に評論を加ふる所左の如きを見るべし）

監獄に於いて在監人處遇の要點は嚴酷でなければならぬと信ずる人々はオスボーン君の説明によりて憂慮を要せぬことが明瞭となつた。何れの罪囚も處刑せられて居る。人を梟して罪人と呼び、護送車で押送し、鐵鎖付て街路を歩ませ遂に監獄牆塀の内に投じ、全然自由を視奪し、事實上生殺の權ある人の意志に絶對に服從をさせ、四囘半に七

呪の風通ふしの惡るい房内に閉ぢ込め、(大抵氣の合はない同囚と共に)、獄衣を以て身を裝はしめ、二十五仙の見料で人目に晒らし、三十乃至四十ヶ條の强制的規則を遵奉せしめ若し背けば特權を失ふか又は加刑の苦痛が伴ひ、檢閲を經たる信書も毎月二回に制限され、妻子に會ふにも獄衣のまゝで官吏立會の上ならずば許されぬ、こんな狀態の下にありて在監人が處刑されて居るといふことは何の疑を挿む餘地があろう、假令樂隊の合奏を聞くとか、一週一回ベースボールの遊技を立見させ食事中仲間のものと低聲に交話をさせ、又一ヶ月に一兩度活動寫眞を見物させたからとて、犯罪者は現に處刑されて居ることを決して忘れてならぬ。(中略)

然し玆に別な監獄がある、オスボーン君か又同一の眼識ある人に有罪と無罪とを問はず、何かの犯罪の嫌疑で以て逮捕を受けさせて見たい。一體有罪の證據の擧る迄は潔白な人として各人に賦與されたる人權は尊重しなければならぬに拘らず、全く之を無視したる第三級の審問に掛けて見たい、而して飢餓と打擲と探偵的の詐術を經驗させたい。

(譯者曰く、此所にも人權蹂躙の聲あり)

尙ほオスボーン君の代人をして是非共郡立監獄に未決拘留人たらしめ、オーバーン監獄の醜狀の二倍にも及ぶ立派さを發見せしめたは。鐵籠の中に投げ込むで動物園の猛獸よろしくの姿をさせ、監房内にても吾人の同房者と席を分ち、蚤虱に取り附かれ、入浴さへも碌になく、日夜監獄の賤民と餘儀なく附合ねばならず、彼等賤民は相互の人々を墮落に導くか、又は逃走の計劃をするより別に何等の仕事もなく、ブラ〳〵暮らす斗りである

(譯者曰く、米國の被告監は多く郡立にして其現狀實に寒心すべきものありと同國の斯道界に批難の聲高し)

囚人監の缺陷につき公衆の注意を喚起することは洵とに美事である。而して公衆はシングシング監獄が數年前より今日に至るまでオーバーンより遙かに劣惡であることを知らねばならぬ、在監人の大部分は受刑に伴ひ必ずリユマチスと結核とは免れられぬといふ監獄の存することに一考を費して貰いたい、唯だ紐育の監獄問題は實驗したとか又は智識を具へた人によりて指導されて充分なる組織的の恒久的の攻撃を以てしなければ解決されぬ。監獄は他の教育機關と同じく、確固たる訓練と能力を有する首長によりて取扱れねばならぬ。

(完)

非常召集演習

公州監獄

本月十九日天候俄に一變し冷氣頓に襲ひ來り殊に午鐘後は風雨荒れて夜來の篠雨晴れ間なく錦江の水も濁たる折柄蕭々雨を衝て登廳せられたるは中村典獄續て第一、第二課長なり何事の起りしならんと宿直員一同凝視屬目せる折柄當直看守長は典獄の前に召致せられ肅然起立するや果然霹靂一聲左の命令ありたり。

本夜の激雨暗夜に乘じ囚人監より既決囚一名高柵を踰越して逃走せり該囚は未だ本監附屬耕耘地内に潜匿して機を窺ふものゝ如し速に職員を召集しこれを包圍して二時間半以内に逮捕すべしと干時午後九時を過ぎる五分

於爰當直看守長は令を四方に發して職員の召集に着手し一面宿直員の一部を割て追跡及逃走の要路を扼し且つ構内一般を警戒し四隅を固めたり檄を飛して數分第一着に參着せしは某看守にして夫れより踵を接して登廳する應召員を潜伏地周圍の要路に配置し繼て來る一半を捜索隊として部署を劃して包圍隊と呼應せしめ潜伏地内を捜査すべく出發せしめたり時既に十時四十分夜半の密雲四邊を鎖し萬籟死して聲なく夜色沈々たり唯見る漠々たる曠野を西に東に黒影の縱横馳突し何物をか物色するが如きは是れ捜索隊の活動するにあるか時に

指揮官の叱咤の聲と鏘々たる音響と相交へて寂寞を破るのみ。

午後十一時十分包圍警戒線は包圍の儘漸次縮少せられ捜査隊は其の内部を極力捜査するも更に得る處なく一同稍々尋倦みたる折柄突然西南に當て銃聲起る之れ捜索隊の一部が耕耘地内推積肥料凹處に巧に隱匿せられたる模擬犯人を發見逮捕したるの歡聲なりき依て指揮官は直に集合の合圖をなし服裝及結束用意の如何を巨細點檢し以て典獄は一同に對し左の訓授を與ふ曰く

本官赴任以來職員の非常に處する平素の用意如何且つ急遽應召し得べき人員竝時間等を知らんとするや久し而して未だ機會を得ず遷延今日に及び本夜之れを敢行して親敷實況を視ることを得る事を得たると同時に豫期以上の成蹟を擧げたるは本官の共に欣懷とする處なり然れども凡そ非常事變の突發するや何れの邊如何なる事態の湧發するや圖られざれば職に司獄の官にあるもの常に之れか用意あるを要す而して一旦召集の令に接するや萬難を排して之れに赴き凜乎たる勇氣と緻密なる思索と敏捷なる行動とを發揮せざる可らず本夜の演習に當り之れを詳に研究せば意思行動共に多少の遺憾なき能はず將來深く注意を要す猶各個細密の講評は審査を俟つて更に詳論する處ある可し云々。

夫れより糧食係が炊立の握飯及湯を喫し解散したるは翌午前一時半今召集に用せし時間其他を調査するに左の如し

一召集	二十分以内に參着せしもの	五
一召集	四十分以内に參着せしもの	六
一召集	一時間以内に參着せしもの	一五
一召集	一時二十分以内に參着せしもの	一一
一召集	一時四十分以上を要し參着せしもの	一五
一非常準備金の用意ありしもの		三八
一同上無之もの		一四

寄書

監獄衛生雜感（其八）

貧樂生

○陸軍懲治卒五十五名に就きて梅岡軍醫の調査報告せるものあり曰く(一)重症神經病及精神病の遺傳ある者及父母の血族結婚五名あり(二)一般兵卒に比較し父母の大酒家多し(三)教育程度は尋常又は高等小學卒業者十五名其他は半途退學(四)十五歲以下にて父母に別れたる者、妾腹、私生兒、母の連れたる子なる者十七名(五)家計の狀況は生計差支なき者十二名其他は皆生活難を訴ふる者なく生計良なる者の中家庭の紊亂、不和の者五名あり(六)職業は流浪の徒多く甚しきは轉業數十回に及べる者あり(七)宗教は神道三名他は佛敎但し信仰心厚き者なし(八)原籍地は村落三十五名市町二十名(九)既往疾患は花柳病二十三名(十)嗜好は一般兵卒に比し大酒家多し(十一)初犯の直接原因は創設以來四百餘名の統計にて酒と婦人二七%軍隊生活の厭忌一〇%竊盜習癖一〇%地方の不良風俗惡友の誘惑八%家政の紊亂又は生活難九%等あり(十二)精神狀態は頑強、執拗一五　薄志弱行七五%精神遲鈍一〇%なり

○姬治懲治隊の精神狀態を檢したる三宅博士の報告を見るに(一)犯罪種類は竊盜、橫領、賭博、傷害等多種にして其犯罪度數は平均一人約六犯の割合となる(二)犯罪動機は五四%酒色の爲め一八%勤務困難、六%盜癖によるものなり(三)遺傳の分明せるもの五六%にして殆んど皆直接遺傳に屬するものなり(四)氣質は殆んど凡ての者に於て惡しく狡猾、破廉恥、放縱、短氣等の如し(五)教育は高等小學卒業敎育程度と無學のものと其數相等し(七)智力不良なるもの六〇%にして他は普通の程度にあり(八)家庭不良の影響あるもの其大多數を占む

(九)入營前の不良行爲は其八〇%に之あるを見る
(十)身體的變質徵候も文身十五例耳形忌狀四例顏面左右不同二例等稍多きを見る(十一)診斷は癡愚三四%魯鈍一八%變質者三六普通のもの僅に一二%あるのみ(十二)豫後は殆んど凡てのものに於て不良なり只奇なるは是等累犯者中に比較的順良なるもののあることにして是等は社會的原因に歸すべきものならん博士等は是等累犯者の多くは幼時既に其不良行爲を徵し居るものにして之に對しては幼年者保護の一端特に所謂不良少年なるものに對する精神病學的處置の實行の必要を適切に感するものなることを述べ是等破損者の經歷中興味あるもの七例を擧げ之によりて其不良少年となり或は犯罪者となる最初の動機少年時代の道程を知るの參考に供せり

○社會的危險性精神病者及其處置に付杉醫學士は結論して曰く(一)社會的危險性精神病者とは病的症狀に基き公安に對し危害を加へ若くは著しく其の虞あるものを云ふ(二)東京府巢鴨病院現在院患者總數四百二十三人に就き社會的危險性病者を調査せるに入院前に於ては所謂犯罪的精神病者二十一人精神病的犯罪者二人其他輕微なる不良危險行爲ありしもの約二百人ありて即ち約半數の患者は當時社會的危險性を有せしものなりしに反し病院內現時に於ては此等のもの〻中只三十八人のみが顯著なる社會的危險性を有するに過ぎざることを見たり(三)此等の病者の數及其有する危險性症狀及行爲は(一)衝動行爲著しく暴行傷害多きもの二十人(二)刺戟性亢進により憤怒暴行するもの十三人(三)性狀不良險惡にして習慣的に危險なるもの五人なり(四)精神病院入院後に於ては入院前に比較して社會的危險性病者の數著しく減少するを見る犯罪的精神病者の如きも入院後無危險となる者多し余は犯罪的精神病者十七人中入院後持續的に危險病者たりしもの僅に八人なるを見たり而して之が理由は病院內現象の影響佳良となり又症狀變化の下に置きて可なり只前記院內に於て殊に不良險惡にして習慣的に危險なるものに對しては特種の保護室を設置して之に收容し他患者と全然隔離し(四)病院外の凡ての患者即ち所謂亦監置精神病者に對しては常に警察上竝に醫學上の監視をなすの必要を感す

○近來學校醫の無責任を喋々するものあり未だ監獄醫の無責任を喋々するものあるを耳にせずと雖も監獄醫の作製せる健康診斷簿と其實物とを比較するときは稀に呆然たらざるを得ざる者あり視力は健全又は二十分の二十杯と記入しある者にして失明又は極度の近視等を發見することあり其他は押して知るべし近來專門學校入學試驗により色盲を發見すること多し爲めに不合格を餘儀なくするものあるは寒心に堪へざるなり之れ中學校時代學校醫の注意周到せざるによる者にして所謂體格檢査(入學時、學期時)及び疾病治療上に對する一切の監督上遺憾なる次第に非すや故に學校醫を置か

して癡呆の如き却て無危險狀となるによるが如し
(五)入院前には何等不良危險行爲なかりし精神病者にして入院後危險病者となるものもありと謂はるゝも余は之が例を認めざりき(六)上記犯罪的精神病者及病院內危險者の各種に就て臨床的分類及其割合數を見るに犯罪的精神病者には變質性精神病(六、六七%)中酒性精神病(五〇、〇%)老發性精神病(五〇、〇%)癡愚(二三、五%)及躁病(一〇、五%)等最も多く危險性病者は變質性精神病(一〇、〇%)癡愚(二九、四%)癲癇性精神病(二〇、〇%)腦躁性精神病(二〇、〇%)及躁病(一五、五%)等最も多く兩種互に略ぼ其病型及數酷似するを見たり(七)社會的危險性精神病者に對する處置としては(一)犯罪的精神病者にして無罪又は不起訴の處分を受けたるものは裁判所之を精神病院に監置又は解監置を命ずるの立法改正を要す(二)監獄內には附屬精神病監を設置すべし(三)此等の病者は精神病院內にありては普通の他の患者と同一樣の取扱

る丶主旨に於て事實は斯る現象を盛するに至る盛獄醫の如きも亦た他より受くる刺戟の少なきが爲めに之を發見することなきに非ざるなきを保せず學校醫の無責任問題を見て對岸の火災視することなかれ

○文身除去法　ステルン氏は文身を除去するに次の如き方法を推賞せり即ち尖鋭針を以て一つの處方劑（乳糖、アルコール九六布仙酸化亞鉛、石灰以上等分混合）を當該皮膚部に鑿刺するにあり氏は此目的に特種の「ニッケル製刺針を用ひ尙ほ文身の曲線に適合する樣なる曲針を使用せり先つ皮膚の文身部を消毒したる後上記粥狀劑を針端に着け皮膚内に挿入す此際刺痛は輕微なる故局所麻醉は必要ならず出血は尠少なり最後に無菌粉末を撒布し繃帶を置く淺き文身は一回にて足れど然らざる者は二三回の處置を要す一週間の間隔を置きて行ふ可し普通瘢痕を殘さず假令殘したりとも文身よりは目立たざるを以て左迄意に介せずして可なり

○兒童成長の統計的觀察　一年間に亘りて體重、身長、胸圍、腹圍、兩指間、下肢の長さ、上腿の太さ、下腿の太さ等を計測し其結果を見るに四、五歲の頃は各部の發育僅小にして殊に腹圍に於て然りとす唯だ下肢は長さ太さ共に發育著し惟ふに此時期に在ては幼稚園に於ける運動椅子を用ふること等の事實が下肢の發育に好影響を與ふるものならん六、七歲　頃より體重、胸圍增加し七、八歲以後は四肢の發育盛にして身體頓に增加す五、六歲迄は男兒は女兒に比して凡ての發育良好なれども年齡の進むに從て女兒は脂肪を增加し男兒は筋肉の緊縮を來し爲めに甲は乙より數字上の增加顯著なること明かなり五、六歲迄は一時胸圍の發育は腹圍のそれに遲るれども其の後に於ては彼は之を凌駕し殊に女兒は其の發達著明なり胸圍虛盈の差は年齡と共に增加し殊に男兒に於て著明なり胸圍は夏季に增加せざるも冬季に於て增加す、これ脂肪の蓄積に因するものなる可し下肢、軀幹の長さの發

育は季節の影響を受けず

○蠅　家蠅は多く人家に入り來り飮食物に集りて傳染病原體を傳搬するものなれば蠅類の研究は此の傳染病媒介者驅除の前提にして又た其徒爾ならざるを信ず人家に入り來る蠅の種類中の最も多く見るものを順次に擧ぐれば

いへばへ Musca domestica 九七%　ひめいへばへ Fannia canicularis　をほいへばへ Muscina stabulans　しまばへ Sarcophaga Carnaria　さしばへ Stomoxysis Calcitrans　きんばへ Lucilia caesar　うしばへ Musca corvina

家蠅は馬糞、畜舍の藁塵芥等より多數發生し、をほいへばへ、きんばへは動物質、植物質の腐敗せる物を好み即ち塵芥中に多く發生し、しまばへは肉類の腐敗せる物殊に厠に生じひめいへばへは植物質の腐敗せる物を好み、さしいへばへは主として馬糞に發生す即ち是等の物質が人家の附近に存するや否とによりて人家に入り來る蠅類及ひ其數は異なるべし家蠅の幼虫は腐敗する植物質を好み馬糞は其好生地なり人糞中には發生し能はざるにはあらざれども普通厠より家蠅が發生すること無きが如し此卵が成虫となる迄には八日内外を要し成虫は凡て三十日間生存す產卵發生は一年間少くも十回以上繰り返さるゝが如し、ひめいへばへは發育に可なり永き時日を要し盛夏に於ても卵より成虫と成る迄に二十五日乃至三十日を要す此の種は東京市内の人家に極めて多數に發見され常に厠に出入し此處に幼虫發生するを以て傳染病毒媒介以上甚だ重要なる關係を有する種なり、しまばへは又人家に入り來る蠅中重要なる一種なり此種は胎生にて卵殼内に於て生成し幼虫となりて後母體を出て產下せられてより成虫となる迄には十六日乃至十九日を要す此種の幼虫は動物質を好み塵芥、厠に發生す成虫も肉類を好むを以て厨房に侵入し鳥獸魚等の肉を販賣する店頭には常に其の群集す

るを見る而して幼虫を人糞中に産下するのみならず自己も亦た糞汁を嘗む加之其體は大にして肢及び腹には剛毛多數に生せるを以て病毒傳播の危險最も甚しき者の一とす、をはいへばへは家蠅に能く類似し之と共に人家内に見る蠅にして習性發育等も亦た相類似す唯一層不潔物に近づく性甚しく殊に人糞に産卵し厠に出入する性あるを以て頗る注意を要するものなり、さしばへは普通の人家には比較的稀にして普通牛馬の牧場に多く存するものなり口器は嘗むるに適せずして皮膚を刺すに適す故に血液中の傳染病毒を傳播するの虞あり、きんばへは野外に於て腐敗物に群集する最も普通なる蠅の一なり動植物質の烈しく腐敗しつゝあるものを好むが現に塵芥は幼虫發生の好適所なり、うしばへは人家内に入ることは極めて稀なれども厩舍に於ては最も普通のものに屬す

蠅の發生最も大なるは六月の中旬より七月及び八月中にして九月十月に至りて漸次少なく六月上旬以前は極めて急速に其數を減せるを見るされば冬季越年せる少數の蠅及び蛹の羽化したるものは四月下旬より既に其繁殖を始め五月及び六月上旬迄に數回の生代を繰り返し六月中旬に至り急激に繁殖するも一度或る程度迄に繁殖する時は食物の缺乏と寄生虫の繁殖其の他の事情の爲め其の後の繁殖を妨げられて其儘に止まり以て九月に至り温度の低下と共に次第に其數を減じ十一月に至り消滅するものなるを推し得るなり

厠に出入する蠅の足跡実に糞便を附着し居ることは實に驚くべき者なりとす余は試に厠に色硝子窓を作り糞池より飛び出づる蠅の直ちに硝子に止まるや其脚の模型は明に硝子面に印せるを以て其厠圊するに中り漸次跡痕の消滅するを證明し得たり如斯にして飲食物等に止まるや糞便の一部を附着し得るを以て傳染病菌を撒蔓するの如何に莫大なるやを考ふる時は戰慄すべきものなり蠅の如き有害無益なるものは速に其發生を撲滅せざる可らず

保護

廣島縣下に於ける保護事業概況

廣島保護院は廣島縣下に於ける出獄人保護會の濫觴にして去る明治三十二年七月の創立に係る然るに明治三十五年七月に至り大日本佛教慈善會財團の經營に移り其基礎漸く鞏固にして施設又宜しきに適ひ成績の見るべきもの尠からざるものありと雖とも以て縣下全般に渉り斯業を普及せしむるに足らず於是去る明治四十三年八月縣下各宗寺院相圖て保護事業の發展を期する爲め相互氣脈を通じて保護を開始したるに爾來其成績良好に向ひ大正元年十月同縣双三郡三次町照林坊住職明山猛祐氏起て三次同仁會を設立し斯業に努力する所ありたるも尚一般各地に保護思想周和せざるが爲め保護の完全と充實とを期圖するに遺憾の點なしとせざりしが會々本年五月減刑令の煥發あり斯業の發展上各地樞要の地に保護會を新設するの最も緊要なるを認め本年初夏以來典獄は鋭意縣下各地に於て勸說せらるゝ所ありたるが、何れも之を設置經營するを以て焦眉の急務なる所以を諒知し進て該機關を設立するの機運に向ひたり之れが爲め今や既設の保護會は廣島保護院外七十三會にして其設立の計劃中に屬するものも又多數あり尚右保護會の設立に關しては同縣下各郡長、警察署長其他宗教家、有志者諸氏の援助に依るもの頗る多しと、

信濃福壽園の保護事業

長野縣に於ては曩に縣下各宗寺院の發企に成れる信濃福田會の創立ありて去る明治二十四年以來免囚保護事業に斡旋する所ありたるが不幸にして明治四十一年に至り解散するの已むなき事情に立至れり之れ實に信濃福壽園の前身にして時運の要求は一時も斯業を忽諸に付するを聽さす翌四十二年

七月篤志者の奮起によりて信濃疆壽園を創立し當時の長野監獄典獄を園長に推薦し爾來經營今日に至れり而して最近又園則に改正を加へ松本、上田、飯田の各分監所在地に支部を置き分監長を支部長に囑託する事となり漸次良好の成績を收めつゝありと云ふ試に大正二年度に於ける同院の保護成績を揭ぐれば左の如し

直接に保護したる者	八十二人
間接に保護したる者	二百二十人
計	三百二人
本期間新に保護したる者	二百四十四人
內	
保護場に收容したる者	五十一人
間接保護を加へたる者	三十三人
一時宿泊せしめ親族故舊に引渡したる者	三十六人
父兄故舊の許に同伴したる者	二十二人
衣類旅費其他雜品を給與したる者	二十四人
家庭の融和を計りたる者	二十二人
停車場に送りたる者	四十八人
家族を保護したる者	八人
保護を解きたる者	二百五十九人
內	
獨立生計を立て又は保護の必要なきに至りたる者	四十七人
親族故舊に於て引取たる者	百二人
親族故舊の許へ送り届けたる者	二十二人
他の保護會へ移轉したる者	四人
衣類旅費を給し歸鄉せしめたる者	二十四人
停車場に送り乘車歸鄉せしめたる者	四十八人
無斷退園せし者	十二人
本期末現在人員 直接	二十人
間接	二十三人

計　三百二人

滋賀縣聯合保護協會總會

滋賀縣聯合保護協會にては本月三日午前十時より膳所監獄に於て總會を開催せり出席者は池松總裁、谷澤保護院長代理椎名理事等二十五名にして池松總裁は免囚事業に關し訓示して曰く

近來免囚保護事業の次第に發展せるは喜ぶべき事なるが今後益此種の機關の增加せん事を望む免囚は一ヶ所に集めて保護するは策の得たるものに非ず成る可く寺院その他適當なる多數の場所に收容し就業の紹介をなし精神上の敎訓を與へ一方世人にその必要なる事を周知せしめ以て彼等の累犯を防がん事に努力すべし免囚に就ては大正元年九月恩赦に關する詔書に基き特赦減刑され再び入監したる者膳所監獄にて男八人に達せるは聖旨に對し奉り恐懼に堪えざる處なり本縣にては保護事業の爲め明年度豫算に經費を計上したるが保護事業は一に宗敎家並に特志家の盡力に待つのみ願くば各員努力奮勵されん事を云々

右に對し會長代理谷澤理事は答辭を述べ會長選擧の結果檢事正安達駿三郎氏當選就任せり次に會則の改正、大正二年度決算及び大正四年度豫算を可決し尙會員募集に關する件、外二件を協議し次に保護に關する注意事項として

一、適切なる保護方法の講究は先づ本人の性格並に家庭の狀況を知悉するにあり此點に關しては所管各保護會を以て最も便宜の位置にあるものとす各會は努めて之を詳査し本人の在監を協會に通知旁大略其の方法に關する意見を申述べられたきこと

二、被保護者には在監中一應面接し置くの必要あ

り殊に協會よりの照會ありたる場合は萬障繰合せ監獄に出頭の上本人に面會相成たきこと

三、保護の方法は免囚その人に依り千差萬別素より一に之を律す可からずと雖改善可能の確信の下に先づ心を以て補導せらるべく次に本人の各般に亘る力を案し之に相當する方便又は助力を與ふること金品を以てする保護は充分の注意を要す之を以てする場合と雖可成は物を先にし貸與の方法を取り贈與は萬止むなき場合に限る

四、免囚をして自己に對する社會の態度は一般の道義心又は世態人情の點よりして一應其の尤もなることを或る程度まで目覺せしむるを適當と認むる場合あり免囚をして厚顏ならしめざること

五、免囚保護事業は社會の同情あるにあらざれば其存在を許さず實際の取扱に當り此點に留意すること

六、免囚保護の終局の目的は彼をして獨立自營克く再犯に陷るなきに至らしむるにあり徒らに其の必要なきに保護關係を繼續するなきこと

七、他府縣監獄より歸住せる免囚は其の監獄又は其の他保護會よりの照會の有無に拘らず同樣保護善導を加ふること但本項のものに對してはその監獄又は保護會に照會の上保護原簿を作成し協會に對しなば事業成績表に於てのみ別紙を以て報告せられたきこと

の諸項を決議し尙理事の選任を爲して午後四時閉會せりと、（滋賀日報所載）



臺灣部

●鐵棒を揮て同囚を殺害す　三池監獄拘禁中の受刑者盜賣縣高鳥郡本庄村强盜及竊盜罪懲役九年森岡楳吉及岡山縣岡山市兒島町强盜傷人罪懲役九年十月島山七藏の兩名は曩て不倫の關係ありしが何時しか相互の感情漸次離隔し果ては仇視するに至りし折柄去る九月三十日同監出役場宮原坑内に於て就業中同日午後一時三十分頃前記七藏は楳吉が空腕の請求に來る途を擁して突然斧を揮て切り掛りたるを以て楳吉も又携帶せる鐵棒を翳して之に渡り合ひ遂に七藏の頭部を毆打絕命せしむるに至り之が爲め楳吉は直ちに檢事に告發せらる、

●疥癬を癩病と誤信して縊死　千葉縣東隅郡長者町竊盜罪三犯懲役五年小高太藏治は橫濱監獄に於て受刑中客月六日午前二時五十五分頃貸與の三尺帶を居房裏窓鐵格子に結付け房内繩申掛を踏臺として縊首せるを立番看守發見し直ちに入工呼吸法を施し一面監獄醫に急報して救急手當を受けしめたるも遂に蘇生するに至らず同囚は豫て疥癬の爲め隔離加療中の處倉々顏面に膿物生したるを癩病と思惟し悲觀し居りたるものなりと。

●連鎖の切斷せるを奇貨として逃走　松江監獄拘禁中の未成年受刑者鳥取縣東伯郡○○鄉村大字上餘戸村竊盜罪初犯懲役十月鋼本久藏は客月三日戒護看守二名付添ひ同監附屬農場に出役の途次同日午前八時水桶運搬中連絆せる連鎖切斷したるも戒護看守は之に心付かざりしが農場へ到着の際一名の看守は耕耘地の一隅に水汲の爲め受刑者を護送し他の一名は納屋の錠を開かんとしたる瞬間其隙を窺ひて逃走したり終るに先に同囚と連絆せる者之を看守に告げたる爲め始めて逃走の事實を知り直ちに現場を臨檢せるに納屋裏の竹垣を踰越して北方の丘陵に方向を採りたる形跡あるを以て一名の看守は機を逸せず追跡し一面監獄へ急報したるに恰も監獄に於ては非番看守退廳前なりし爲め急遽應援したる結果同日午後二時三十分耕耘地を去る約六七丁なる法吉村大字比津村字山根谷と稱する農家の納屋内に潛伏せるを追跡看守に於て發見逮捕せり逃走の目的は刑罰の苦痛に堪えざる而已ならず祖先に對して申譯なきを以て寧ろ自死せんと決心したるも恩義ある鄉里の老母に一應面會の上決行せんと思惟し遂に逃走を企てたるものなりと云ふ。

●口論が原因で傷害　大阪監獄拘禁中刑者竊盜罪二犯懲役一年六月川野忠藏及竊盜罪五犯懲役二年辻本安治郎の兩名は豫て同一工場に出役棕梠小繩綯に就業中の處客月十五日午前九時頃作業素品及製品の置方に付二、三の口論を爲したるが原因にて相互感情を害し居たる同日午後三時三十分頃前記安治郎は忠藏が使用せる棕梠の穗先が自己の製作部分の妨となるより豫て斯る場合は其穗先を前席者の數物即ち圖座の下に數込を例とするを以て忠藏

に對し自己の圍座の下へ押込む樣注意したるも之を肯ぜさるより自ら其穩先を自己の圍座の下に斂込みたるに偶然結束しありたる糸切斷したりしかは惡戯は之を以て安治郎の故意に出でたるものと思惟して激憤し傍側にありたる尺枠を取て安治郎の背後より同人の顳顬骨結節部を毆打し長さ四糎巾深さ皮下結締織に達する重傷を負はしめたりと。

被告人の縊死　奈良縣磯城郡武峯村牧村末次郎は竊盜被告事件により豫て奈良監獄に拘禁中の處客月三日同地區裁判所の召喚を受け懲役一年の宣告を受けて歸監したるが當時心身に何等の變調を認めさりしに俄然同日午後六時十五分房内書籍櫃の緣に自己使用の手拭を掛けて縊首し居たるを受持看守發見し直ちに應急手當を施し倘監獄醫に急報して百方蘇生に努めたるも其效なく遂に死亡せりと。

看守の懈怠から逃走　樺戸監獄札比内出張所在監受刑者秋田縣北秋田郡下川沼村強盜傷人罪三犯懲役二十年　長崎留之助は豫て屠房就業中の處客月八日午前七時十分受診の爲め出房を命せられ他の受刑者五名と共に中央見張所へ通する廊下を進行中護送看守なきに乘じ脫伍し運動場入口より出て、外柵を踰越逃走せりしかるに診察掛看守は之に心付かす前記留之助を除くの外五名の受刑者に對して診察を了し監房戒護看守に引渡したるに同看守も又一名不足なるに氣付かすして之を受取り引續き運動を爲さしめ終て各房に收容せんとするに當り始めて長崎留之助の來らさるに心付きたるものにして既に逃走時より四十分を經過し居りたり是に於て直ちに急報して夫々追跡の手配を爲し尚本監より看守長一名看守二十二名の應援を受け極力捜索したる結果遂に翌九日午後十一時出張所を西南に去る約十丁の地點に於て追跡看守之を捕獲せり。

悔悟の結果縊死　靜岡縣志太郡藤枝町片山力太郎は賭博被告事件により靜岡監獄に拘禁中の處客月廿六日同地區裁判所に於て刑の言渡を受けたるが同日午後六時十五分三尺帶を房房前窓木格子に結付け自ら縊首を企て居るを發見し直ちに監獄醫の應急手當を受けしめたるも遂に蘇生するに至らす元來同囚は性　放縱にして前科賭博三犯あり入監以來何等の異狀を認めさりしが畢竟他の共犯者二名は各十月の言渡を受けたるに獨り自己は二年六月の言渡を受けしより深く之を悲觀するに非常悔悟の念に驅られ突然死を決するに至れるものならんと云ふ。

法廷の窓から脫走　福島縣安達郡滋川村服部一吉は竊盜及橫領被告事件に依り福島監獄半分監に拘禁中客月五日同地區裁判の召喚を受け他の被告人二名と共に出廷せしめたる各判の言渡終了したるを以て戒護看守は他の二名の被告人より順次戒具を施さんとしたる刹那同囚は法廷西東面の硝子戶の開放しある窓より脫出し道路の北方に向け疾走せり依て一名の看守は直ちに急追約三十間餘を距る監獄官舍前道路に於て通行人の助力を受け逮捕せり。

福井分監の近火　客月一日午前一時三十分頃金澤監獄福井分監工業區北方の外圍に接し分監官舍より東方に二軒を隔てたる民家より出火し折柄の北西の強風に煽られ官舍竝に構内倉庫は爲に火燼に歸されて一時頗る危險に瀕したるも急遽驅付けたる職員を指揮して拂ら警戒及消防に努力したるに幸にして風位北東に變し且降雨ありたると市内消防夫の活動とにより僅に一戶に延燒したるのみにて同日午前三時頃全く鎭火したり而して出火の際は周情極めて平隱にして又分監及官舍建物には何等の損害を受けさりしと云へり。

看守の衣類を竊取して逃走　金澤監獄七尾出張所拘禁受刑者大阪市南區北統谷町竊盜罪七犯懲役三年　福原米吉は客月十四日同出張所第一廳舍前演武場脇の外圍板塀修繕大工として出役せしめたるが工事上の都合により單獨連鎖として右演武場内に於て板削りに從事せしめ戒護看守は場内及場外を交互監視中同囚は看守の隙を窺ひ同日午後二時二十分頃右演武場に隣接せる第二廳舍内に入り豫て本監より戒護補助の爲め派遣せられ同廳舍に宿泊せる看守の衣類を竊取し裏手板塀に設けある非常口を開きて監外に脫出し着用せる獄衣は隣接地なる七尾中學校構内及附近の小屋内に投棄して逃走したり然るに同日午後二時二十五分看守部長が巡視の際記米吉の姿見えさるより之を戒護看守に推問したるより始めて逃走の事實を知り之を本監に報告して看守長及看守若干名の應援を得て追跡捜査したるも遂に捕縛するに至らさりしが越て十五日午後九時石川縣松任町に於て同地警察署の手に捕縛せらるる因に同囚は脫出後鐵道線路に沿ふて行進中線路工夫に訊問せられるより「自分は衣食に窮して大阪方面へ出稼の途中にして數日間食を得さるものなり」と苦衷を訴へたるに工夫は大に之に同情し驛長に事情を告け救助を請はんと欲し同行したるに驛長は豫て新聞記事によりて知りたる逃走囚の人相及特徵が同人に酷似せるより不審を起し詰問したるに遂に事實を自白したる爲め警察署へ引渡さるゝに至りしものなりと。

廣島監獄の友僚倶樂部例會　廣島監獄職員より組織せる友僚倶樂部は客月五日例會を開催し席上堀廣島高等師範學校教授（維孝）の修養談ありしが其大要は

吾人は何事を爲すにも其目的物に向つて全精神を傾注し他に心の餘裕を存せさる樣所謂無心の狀態にならさるべからずして彼の夏長年間の僧龍吞英徹天正年間の僧快川等が火中晏如として死に就きしが頭滅却の事歷を引き例を釣魚圍碁等に精りて詳細に之を說明し要は實行にありと結論し。

一同に多大の感動を與へ續て石井典獄は法律の制裁を受くるものは之に伴ふ道德の制裁を受くるものなるも道德の制裁を受くるも必らずしも法律の制裁を受けさるものありとて家譜の一節曾參が大杖を甘受せるを引き道德法律兩全の幸道を說けり。

是亦一同をして感からす感動せしめ後五時散會したりと。

◉名古屋に於ける警察監獄官吏招魂祭擧行の概況　警察監獄官吏招魂祭は十一月四日名古屋市中區大池町武德殿に於て執行せらる奉祀殉難者十七名戰死者十九名當日早旦神職神殿を裝飾し警察監獄職員は各部署を定めて祭典執行の準備全く成る午前九時振鈴と共に松井愛知縣知事丸茂警部長荘田典獄式場に着席するや殉難戰死者の遺族來賓並に警察監獄職員等順次着席す神事は神職の祓詞奏讀に初まり奏樂の裡に神饌を供して一同敬禮此時神職祭文を奏し次に祭主の祭文奏讀あり式正神樂を奏す次に松井知事丸茂警部長荘田典獄玉串を獻じ來賓遺族並に警察監獄職員總代等順次玉串を捧げて拜禮を了り奏樂裡に神饌を徹し森嚴の氣自ら式場に滿つ午前第十一時式を畢り遺族の老若男女は紀念の撮影を爲したり來賓の主なるものは菅野檢事正阪本市長中島憲兵分隊長司法官縣高等官縣市會議員縣下知名の有志者及新聞記者等無慮百餘名に及び盛大なりし時諒闇中なるを以て各種の餘興を廢し式後殿前に於て市の蒸汽ポンプ及今般獨逸國より新規購入の自動車ポンプの試驗を行ひ何れも良好の成績を收め見物人數千中々の盛況なり正午遺族には神前供物を分與し且神酒折詰菓子を供し來賓には清水前鄙及扇屋の兩所に分つて案内し神酒折詰菓子を供し一般參拜の警監官吏には神酒鶴及菓子を供し午後より縣下各警察署名古屋監獄諸學校並に地方有志の選抜武術者の擊劍柔術槍術及弓術百十數番の試合あり尙武術者には神酒肴當品を與へ午後五時過ぎ散會せり此頃より一天墨を潑らし蕭々天意亦姿むに似たり祭主の祭文は左の如し。

大正三年十一月四日愛知縣知事從四位勳三等法學博士松井茂清酒庶羞の典を以て故愛知縣三等警部平賀尙友外三十七氏の靈を祭る諸氏夙に身を警察又は司獄の職に委ね忠實勤能く其職責を盡り艱難に堪え危險を冒し遂に其職に斃るゝ然りと雖も其忠烈は以て青々たる松楯に比すべく其節義は以て傲霜の菊花に匹すべし生きては當代の龜鑑となり死しては芳名を竹帛に垂る蓋し其終りを完ふせるものと謂ふべし偶々國家益々多事海陸の將士身を砲煙彈雨の間に暴露して皇威を萬方に暢ぶるの時に方り祭典を擧行し諸氏が在世の時に於ける壯烈なる事蹟を追憶し感愴に堪えざるものあり今や時世の遷運に伴ひ百事益々複雜を加へ諸子の如き麒麟兒前人物を要すること愈々切なるを覺ゆるの時に際し復諸氏の音容に接するを得ず嗚呼悲哉然れども後進の士能く諸氏の英風を欽し其業に倣ひ將來益々我警察及司獄界の爲めに盡さんと欲する者踵を接して出でんとす諸氏亦以て瞑すべきなり在天の靈庶幾くは來り饗けよ。

◉鹿兒島監獄追弔法　鹿兒島監獄に於ては十月廿五日在監亡死者追弔法會を營みたるが教誨堂佛前には死亡者千四百二十九名の靈牌安置し四本願寺別院より寄贈に係る盛菓すこ對を供へ香華燈明嚴かに午前九時一同着席佐藤典獄より追弔法會執行に對する一場の訓示を施され次で奠永輪番導師の下に乾守重兩結衆にて恭しく例時作法を修せられ續經終りて典獄燒香の上恭しく弔詞を讀讀し次て職員一同亜に囚人總代燒香して式を終り續て守重布教師は懇到慇懃なる一場の教誨せしに一同非常に感激するもの多かりき男囚退場に次て女囚教誨堂に參列例の如く式を終り續て奠永輪番の平易に親切なる一場の說教ありたるに一同深く感動したり。

◉廣島監獄職員の家族會　廣島監獄友愛倶樂部に於て去る第二日曜日午後より同監職員家族會の例會を開催し田島監獄醫師の衞生に關する講話に次き三上教務主任の修養談あり大に感動を與へ殊に同日は家族の內職に就き撰定せられたる繪摺プラツの實習等ありて極めて盛大なりしと云ふ。

◉廣島監獄追弔法會　去る十月十七日廣島監獄に於て在監死亡者二千七百二十七名の爲めに教誨堂に於て盛大なる追弔法會を施行せり今其狀況を略記せんに午前第七時總受刑者入場同三十分典獄初め各職員臨席し典獄先づ式典の所以を告知し茲に五名の教誨師は莊嚴なる佛壇に於いて續經供養し三上教務主任敬白文を奉唱し次に典獄燒香追弔文の朗讀あり順次列席の職員一同燒香了りて受刑者總代に燒香せしめ斯て教務主任及び甲斐教誨師男女兩席に分れて懇篤なる教誨を施行せしに滿場蕭然として聲なく中には暗涙に咽ぶもありて頗る感動を與ふたり是れより先き典獄は既往十五年間に於ける死亡者四百四十名の爲めに合葬を計畫し此治由多閒院內に在りし合葬墓八基現市の西南端なる江波墓地に移し茲に二十數坪の墓地を開拓し正面に合葬碑を題せる新碑石を据へ

機らすに生前を以てし懇懃なる埋葬式を擧け合葬法會を修行せりと云ふ。

◉二宮尊德先生遺物展覽會　去十月二十日は恰も二宮尊德先生の死後五十八年目の祥月命日に相當せるを以て橫濱監獄小田原分監に於ては少年受刑者をして先生の德風を景慕せしむると倂せり當日は教會室本尊の脇に壇を設け先生の肖像を掲げて花を供へ其左右には報德訓と貧富訓の二幅を掛け前段には先生の遺物を陳列し在監者入場後職員一同着席先生の肖像に禮拜を爲し分監長の訓示教誨師の訓話ありたる後小丸教師遺物に就き一々說明を與へ午後三時三十分閉會せしが始終滿場肅然として聲なく多大の感動を與へたり遺物には先生の幼時手にせられたる大學實語教童子訓及手本其他先生に關係ある遺物十數點ありて頗る趣味ありきものなりしと。

詳細なる報告に接したるも紙面の都合に依り今は茲に概況を掲げ報告書は次號の本誌に掲載すべし。

◉神戶監獄職員婦人會　神戶監獄に於ては明治四十四年四月職員婦人會を創設し以來既に十餘回の開會を經たるものなるが去る九月二十九日午後七時例會を開き出席夫人三十餘名有馬典獄高貫監獄醫個教誨師愛甲看守長等の有益なる講話ありたり同會は典獄夫人を會長とし典獄補及各主任夫人を理事とし尙典獄典獄補各主任を顧問として組織し例會には典獄監獄醫教誨

師等に講話を乞ふの外或は時々知名の教育家、慈善事業家等を聘して修養談等の講演を乞ひ、三ヶ月毎に開會するを以て例とすと云ふ。

◉神戸監獄職員家族大會　神戸監獄職員は從來春秋二季に於て家族大會を開會する例なるが去十月三十一日天長節の佳辰を卜し兵庫會下山公園積德會々場に於て秋季家族大會を開催せしに來會者二百八十名午後一時開會初め山崎幹事長開會の辭を述へ順次薩摩琵琶、有馬會長講話茶菓饗應、浪花節等興趣なき餘興により盡く會衆の心を洗ひたるが如く十二分の歡樂を盡し午後六時閉會を告けたり。

○三犯以上の犯數計算方に就て

三犯以上の犯數計算方に就ては司法省民刑局長より明治四十一年十月刑事甲第三四三號を以て裁判所長に對する回答の如く三犯處分の場合に再犯か刑法第五十六條の期間內に在り又初犯も再犯より見て同條の期間內に在るに於ては假令三犯より初犯を見て該期間を經過し居るも第五十九條を適用すへき筈なり然るに明治四十二年六月二十一日大審院に於て初犯と再犯及再犯と三犯との間に各刑法第五十六條に規定せる條件を具備すへきは勿論初犯と三犯との間に於ても等しく同一の條件を具備せさるへからすとの判決ありしより右犯數計算の場合疑義を懷ける向ある由なれとも本省に於ては大審院の判決如何に拘らす明治四十一年十月民刑局長回答の通り取扱ふへきものなれは各監獄に於ては誤解なき樣ありたしと其筋の人は語れり。

○監獄農作物と物品出納簿登記方

（一）　監獄農作物の中蔬菜の如き全部の收獲を了せるさるに在監人食料用に供するものに付ても其收獲の都度農作原簿の收獲內譯及交付內譯の欄に於て其數量及價格を記入し置き物品出納簿には其都度登記する筈なるに明治三十五年十月司法省監獄局長通牒甲監第七九九號末段に「便宜一箇月以內取纏め精算相成差支無之」とあるに基き一箇月分を集計し物品出納簿に登記することを得との解釋を爲す向あり然るに右通牒は其當時の規程即ち明治三十五年三月に設けられたる舊監獄作業規程第二十九條に對し「全部收

獲に至らさる場合の農作物の價格算定方」を定めたるものにして現行の規程即ち明治四十一年九月司法省訓令第六號監獄作業規程第十五條第一項第二號但書に「漸次收獲する農作物に付ては市價を參酌す可し」とある規定に依りて自然消滅に歸したるものとす而して作業に因り獲たる農作物の如きは總て製品出納簿に登記するものにして（監獄會計事務章程第七十九條第一項第一號、第二號參照）且つ物品出納簿は事實に依り出納の登記を爲すものなるを以て前述せし如く收獲の都度物品出納簿に登記を爲すへきものなり。

（一）　尙又監獄農作物の內在監者の食料に供する野菜類は即時拂の性質の物品なるに拘はらす作業品分任物品會計官吏に於て生產受入をなし之を物品出納簿に登記し賣却決議を經て拂出の手續を爲さゝるへからさるに主任物品會計官吏か即時拂物品書留簿に依り處理する取扱に比するときは煩雜の嫌ありて作業品分任物品會計官吏に於て即時拂物品書留簿に類する省署の手續を以て受授し差支なきかの如き見解を懷く向あるも監獄作業上の製品に付ては即時拂の性質に屬する農作物なりと雖とも購入品の場合とは異り其手續を省署することを得さるものなりと其筋の人は語れり。

○主任收入官吏か交替し所屬分任收入官吏か交替せさる場合に於ける收入計算書作成及証明方法

又司法省會計課員は語りて曰く會計規則第九十八條の二に依れは分任出納官吏の出納は總て主任出納官吏の計算として取扱ひ其報告書及計算書は各別に提出を要せすとあり又同第九十九條に依れは出納官吏交替を爲したるときは其在職期限間に執行したる會計の計算書を調製し第九十七條第九十八條の手續を爲すへしとあるも主任出納官吏のみ交替し分任出納官吏か交替せさる場合の計算證明方に付ては何等の

規定なきを以て其取扱方に付き疑問を生し分任收入官吏の取扱額に付ては主任收入官吏交替の日に於て打切計算書を調製せしめ之に對する證憑書を添附提出の上此場合分任收入官吏の臨時檢定書は規定上作成を要せさるに付收入證規程第四條に依るを得す）前任主任收入官吏の計算書に併算すへきものなりと云ふものあれと此說の如くせは各分任收入官吏は事實交替せさる場合にあるを以て會計規則第九十八條規定の趣旨に牴觸する嫌あるのみならす分任收入官吏の定期檢定書類も後任收入官吏の計算書と符合せさる結果を生すへしされは主任收入官吏か交替せし場合に於て調製する收入計算書には主任收入官吏直接取扱に係る金額をのみ揭載し之に對する收入證明規程第四條第五條の書類を添附提出するに止め各分任收入官吏の取扱額は後任主任收入官吏の年度經過後提出すへき收入計算書に併算するを相當なりと云へり。

○官吏恩給法第八條第二號に所謂軍人恩給と給助金の解釋

官吏恩給法第八條第二號に依れは軍人恩給を受けすし現役を退きたる後文官に任したる者は其現役中の日數は之を文官の在官年數中に算入すへきものとす而して右軍人恩給なる文詞中には文官の退官賜金に準すへき給助金を包含せさるを以て滿期退役の際給助金を受けて其後文官に任したる者の如きも亦軍人恩給を受けすして現役を退きたる後文官に任したる者に外ならす故に其現役中の日數は文官の在官年數中に算入すへきものとす故に例へは

（甲）軍人として七年現役に服したる者か其現役を退き給助金を受けたる後

（乙）文官に任せられ在官九年にして疾病に因り退官したる後再ひ

（丙）文官に任せられ在官六年にして疾病に因り退官したる者

あるときは（甲）と（乙）は通算すへきものにして在官滿十五年以上に達し恩給を受くへき權利を生すへきを以て其取扱方に付き疑問を生し分任收入官吏の取扱額に付ては主任收入官吏交替の日に於て打切計算書を調製せしめ之に對する證憑書を添附提出の上此場合分任收入官吏の臨時檢定書は規定上作成を要せさるに付收入證規程第四條に依るを得す）前任主任收入官吏の計算書に併算すへきものなりと云ふものあれと此說の如くせは各分任收入官吏は事實交替せさる場合にあるを以て會計規則第九十八條規定の趣旨に牴觸する嫌あるのみならす分任收入官吏の定期檢定書類も後任收入官吏の計算書と符合せさる結果を生すへしされは主任收入官吏か交替せし場合に於て調製する收入計算書には主任收入官吏直接取扱に係る金額をのみ揭載し之に對する收入證明規程第四條第五條の書類を添附提出するに止め各分任收入官吏の取扱額は後任主任收入官吏の年度經過後提出すへき收入計算書に併算するを相當なりと云へり。

○官吏恩給法第八條第二號に所謂軍人恩給と給助金の解釋

官吏恩給法第八條第二號に依れは軍人恩給を受けすし現役を退きたる後文官に任したる者は其現役中の日數は之を文官の在官年數中に算入すへきものとす而して右軍人恩給なる文詞中には文官の退官賜金に準すへき給助金を包含せさるを以て滿期退役の際給助金を受けて其後文官に任したる者の如きも亦軍人恩給を受けすして現役を退きたる後文官に任したる者に外ならす故に其現役中の日數は文官の在官年數中に算入すへきものとす故に例へは

（甲）軍人として七年現役に服したる者か其現役を退き給助金を受けたる後

（乙）文官に任せられ在官九年にして疾病に因り退官したる後再ひ

（丙）文官に任せられ在官六年にして疾病に因り退官したる者

あるときは（甲）と（乙）は通算すへきものにして在官滿十五年以上に達し恩給を受くへき權利を生すへきを以て其取扱方に付き疑問を生し分任收入官吏の取扱額に付ては主任收入官吏交替の日に於て打切計算書を調製せしめ之に對する證憑書を添附提出の上此場合分任收入官吏の臨時檢定書は規定上作成を要せさるに付收入證規程第四條に依るを得す）前任主任收入官吏の計算書に併算すへきものなりと云ふものあれと此說の如くせは各分任收入官吏は事實交替せさる場合にあるを以て會計規則第九十八條規定の趣旨に牴觸する嫌あるのみならす分任收入官吏の定期檢定書類も後任收入官吏の計算書と符合せさる結果を生すへしされは主任收入官吏か交替せし場合に於て調製する收入計算書には主任收入官吏直接取扱に係る金額をのみ揭載し之に對する收入證明規程第四條第五條の書類を添附提出するに止め各分任收入官吏の取扱額は後任主任收入官吏の年度經過後提出すへき收入計算書に併算するを相當なりと云へり。

而して右權利は恩給法第十六條所定の期間内に請求せされは其權利を抛棄したるものとす既に其權利を抛棄したるものとするに上は在官年數は（乙）と（丙）とを通算するを得す（丙）に付てのみ計算し在官十五年未滿なるを以て恩給を受くる權利なきもの（大正三年三月二十五日行政裁判所判決參照）なりと是れ又司法省會計課員の談なり。

○司法省監獄公文

◎主任收入官吏交替ノ場合ニ於ケル收入計算書等作成ノ件

司法省會甲第一八一〇號（大正三年十月十六日監獄所典獄宛會計課長通牒）

主任收入官吏カ交替シ所屬分任收入官吏カ交替セサル場合ニ於ケル收入計算書作成及證明方法ニ付テハ從來區々ニ相成居候處向後ハ右計算書ニ主任官吏直接取扱ニ係ル金額ヲノミ揭載シ之ニ對スル證憑書類ヲ添附提出スルニ止メ分任官吏ノ取扱ニ屬スル分ハ總テ後任主任官吏ノ年度經過後提出スヘキ收入計算書ニ併算證明スル義ト御了知相成度依命此段及通牒候也

◎物品供用命令票及物品出納簿記載方ノ件

監發第一、五四四號（大正三年九月十六日監獄局長會計課長宛神戶監獄典獄照會）

監獄會計事務章程附屬書物品供用命令票及物品出納簿記載方ニ付左記ノ廉御回示相成候樣致度及御照會候也

左記

一　供用物品及在監者使用ニ供セシ物品ヲ棄却若クハ他ニ保管轉換スル場合ハ二十六號書式丁物品供用命令票返還月日ノ右側ニ「棄却」又ハ「保管轉換」ト朱書シ而シテ物品出納簿ニハ「何某供用ノ分棄却又ハ保管轉換拂」ト所在區別欄ノ其供用箇所ニ於テ控除スルコトニ取扱度右ハ物

品出納簿ニ返還記帳ヲナシ即時復タ棄却及保管轉換拂出ノ登記ヲ爲ス等反復スルノ煩雜ヲ省キ殊ニ拂出ニ頻繁ナル在監人被服類ノ如キ實際其煩ニ堪ヘサル困難アルニヨリ如上ノ通リ復記ヲ省略セリ事務簡捷上非常ノ手數ヲ減スルコト、可相成最モ之レハ在庫ニ入ルヽノ暇ナク即時棄却又ハ保管轉換ノ場合ニ限リ右樣取扱度候

一　供用物品ノ保管者交替ノ場合ニ於ケル物品供用命令票記載方省署上ニ付本年二月德島監獄典獄伺ニ對シ會甲第二八一號御回示ノ次第有之候處專用者交替ニ就テモ即時後任者ニ其儘ニ引繼ヲナス場合ニ限リテ前御回示同樣最終記載ノ次行引繼ヲ明確ニシ連署調印スルコトニ取扱度候會甲第一、七八一號（大正三年十月二十四日神戸監獄典獄宛會計課長回答）

監發第一、五四四號ニテ物品供用命令票及物品出納簿記載方ニ付御照會ノ件ハ貴見ノ通リ取扱ハルルモ差支無之候主掌ノ件ニ付此段及回答候也

（附言第一項の場合棄却又は保管轉換の決議書は作成を要す）



（八三）　任叙

叙任

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

看守長（福島）越路代次郎

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

給七級俸

看守長（金澤）青山喜助

死亡

給九級俸

看守長（浦和）高坂堅造

依願免本官

任看守長

看守（浦和）齋藤涉

浦和監獄勤務ヲ命ズ

給十級俸

看守長（新潟）高井玉藏

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ズ

新潟監獄高田分監長ヲ命ズ

看守長（新潟）中野欽一郎

任看守長

看守（新潟）眞輪市太郎

名古屋監獄勤務ヲ命ス

給月俸二十二圓

看守長（山形）田村孝秀

同（山形）高野眞造

文官文限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

熊本監獄勤務ヲ命ズ

看守長（福岡）柴田士馬

福岡監獄勤務ヲ命ズ

同（熊本）後藤要

依願免本官

同（三池）宮原定吉

任看守長

看守（三池）福山福太郎

三池監獄勤務ヲ命ズ

給十一級俸



會報

○輔成會々報

免囚保護事業講習會の狀況

輔成會は第二回免囚保護事業講習會の企あることは前號の本誌に報導する所ありたるが愈客月十六日より一週間監獄協會講堂に於て開會せり今當時の狀況を述べんに初日即ち十六日午前九時三十分開會講習生全部の參集を待て尾崎總裁閣下を始め鈴木會長竝に豐島、谷田、眞木、木名瀨各理事出席あり先づ鈴木會長開會の挨拶を兼て希望を陳へられ次て尾崎總裁閣下の訓示及び谷田、木名瀨兩理事の注意演說ありて式を了へ更に午後一時よりは我邦最先の保護會經營者にして爾來今日に至るまで始終一貫斯業に熱心なる靜岡縣の篤志家金原明善翁の有益なる所感談あり爾來同月二十二日に至る六日間（十七日は祭日の爲め休會十八日は日曜日に拘らず）泉二法學士の講演あり其前後四時間打合會を爲す）日々六時間に餘る諸名士の講演あり會員は何れも熱心に聽講し缺席者の如きは殆んど全く之れなく二十二日も引續き午前八時より武田慧宏河野純孝兩教誨師の有益なる保護實驗談あり同十時三十分鈴木會長代谷田理事より一應の挨拶ありて閉會を宣せられ後尙一同の紀念撮影あり次て食堂を開きて晝餐の饗應を爲し午後一時より一同打揃ふて新宿御苑を拜觀し更に大隈伯爵邸の參觀を爲して解散せり

今回の出席人員は百二十五名にして佐賀縣を除く外は各府縣より悉く出席ありたり、左に尾崎總裁閣下の訓示、鈴木會長の訓示演說竝に講師演題協議事項出席者氏名等を揭ぐ

尾崎總裁訓示

犯罪ハ社會ノ安寧秩序ヲ紊リ個人ノ幸福利益ヲ害スルハ勿論遂ニ進テ國家ノ基礎ヲ危殆ナラシムルニ至リ其ノ害及フ所實ニ測ルヘカラサルモノアリ

故ニ古來何レノ國ニ於テモ之カ防遏ニ力ヲ致ササルハ所ナシト雖モ遂ニ能ク之ヲ勦滅スルコトヲ得サルハ最モ痛歎スヘシ殊ニ近代ニ至リ社會ノ進運ニ反シテ犯罪ノ增加ヲ見ルノ傾向アリ就中累犯者ト未成年犯罪トノ增加セルハ顯著ナル現象ニシテ大ニ世上ノ注意ヲ喚起セシム然リ而シテ之レカ原因ノ那邊ニ在テ之レカ救濟ヲ如何ニスヘキカニ就キテハ識者ノ苦心セル所ニシテ其所說一ナラスト雖モ苟モ犯罪ナルモノカ社會現象ノ一ナリトセハ直接間接ニ社會各般ノ事業ト多少關係セサルコトナカルヘシ彼ノ救卹事業ノ如キ矯風事業ノ如キ勞働者保護事業ノ如キ其他宗教教育殖產與業ノ如キ皆ナ犯罪ノ增減消長ト關係セルモノアリト雖累犯者增加ノ救濟方法トシテ最モ直接ニシテ且有效ナルモノハ免囚保護事業ニ在ルコトハ敢テ疑ヲ容ルルノ餘地ナカルヘシ

是ヲ以テ我政府ハ夙ニ茲ニ觀ル所アリ免囚保護事業ノ奬勵方法ヲ講シ努メテ其助長發展ヲ圖リツヽアルハ既ニ各位ノ了知セラルル所ノ如シ輓近幸ニ民間ニ於テモ亦免囚保護事業カ時代ノ要求タル所以ヲ看取セラレ各地保護會ノ創設ヲ見サルナキニ至リタルハ國家社會ノ爲メ最モ欣喜ニ堪ヘサル所ナリトス抑免囚保護ノ事業タル一言ニシテ之ヲ掩ヘハ行刑ノ善後策ニ外ナラス即チ社會ト出獄人トノ中間ニ介在シ之ヲ社會ニ同化セシムルノ作用ヲ指スモノナリ果シテ然ラハ保護會ナルモノハ一面出獄人ノ個性ト境遇トヲ監察シ他方ニハ社會ノ利害關係ニ鑑ミテ之ヲ考慮セサルヘカラス從テ之レカ經營ト實行トニハ複雜ナル關係ヲ生シ乃チ幾多ノ研究ト經驗トヲ要スルモノアラン輔成會カ今回各專門ノ講師ヲ聘シテ講習會ヲ開キタルモ蓋シ其趣旨茲ニ在ルヘク又茲ニ在ラサルヘカラスト信ス希クハ各位研鑽セシ所ヲ齎シ益々奮勵努力シテ斯業ノ成果ヲ斂メ以テ社會ニ貢獻スル所アランコトヲ

大正三年十月十六日

財團法人輔成會總裁　尾崎行雄

鈴木會長開會の辭

諸君、輔成會第一回の講習會を催すことになりまして、諸君の御來集を請ひました處、斯く御多數御集り下さいましたのは、誠に本會の爲めに喜ぶ次第であります。

扨今回成立ちました處の財團法人輔成會なるものは既に御承知で御居でゝありませうが、三井氏の寄附行爲に依りまして成立いたしたものであつて、其目的とする處は寄附行爲に於て定められたる處の通りであります、即ち主として免囚保護の事業を經營するといふことに在るのであります、從來此事業たるや諸君の御承知の如く監獄協會で經營して居つたのであります、而して地方保護會との聯絡を保ち統一を得る爲めに中央保護會の名の下に於て之が處置を爲し來つたのであります、それと今回此成立ちました本會に於きまして其儘繼承することになりまして、其事業を從前の如く經營して行くことになりましたのは、先般諸君の御手許に書面を以て御通知を申しましたる次第であります、ちよつと本會の成立ちました所以と、本會が執つて行く處の事業の事柄を御話し申しました次第でございます。

さて本會の目的と致しまする處の免囚保護事業の必要といふことは既に諸君の御承知でございます通りでありまして、今私が玆に壇上に立つて喋々述ぶる必要はないのであります、それでありますから私は今日は免囚保護事業に付て御盡力を願ひまするといふことは言ふことを止めまして、他の方面から一つ申上げて諸君の御助力を乞ひたいことがあるのである。

世間說を爲す者あつて、免囚を保護するといふ事柄は誠に謂れのないことである、凡そ囚徒と爲て監獄に投せらるゝといふ者は、皆是れ國法を犯して社會の齒ひすべからざる處のものである、寧

ろ懲の爲めには之に苦痛を與へて、社會は是と共に伍すべきものでない、然るに其免囚者を保護するといふ事柄は寔に謂れのなきことである、若し夫れ此免囚者を保護するといふことになつたならば、間接に犯罪者を賞揚し、犯罪者を保護するに同じことになるのである、詰り國法を蹂躙した者を保護するといふ事柄は誠に謂れのないことである、斯ういふやうな說を爲す者あることを聞くのである、此說の如き齊東野人の言よりなりとせばまだしものこと、社會の中流に在る者、或は學問ある者、相當知識を具へて居る者の口よりして斯かる謬れる所の說あらしむるといふことは實に遺憾千萬のことであります、世間人衆多し、斯かる說者の言に惑はさるゝ者がないとは限らぬのであるが、實に此說の如きものは唯僅に事の一端を見て全班を編するといふ僻見たるに過ぎないのであります、固より有識者としては斯かる妄誕なる言語に惑はされることはございませぬけれども、時には惑はさるゝ者があるのである、凡そ犯罪の原因といふものは種々あることは諸君も御承知の通りである、犯罪者自らで自分の我儘からして犯罪に陷る者もありませう、又家庭の關係からして犯罪を爲す者もありませう、色々の原因がありまするが、又他方面から考へますれば、社會組織の欠陷が已むを得ずして犯罪を爲さしむるといふやうなことと無きを保たぬのである、已むを得ず犯罪をするとこふことがありまして、之を極言すれば幾分か社會が犯罪者を生み出す、犯罪の幾分かを加工して居るといふことの原因なきを保たぬのである、して見ますれば此犯罪原因が社會組織の欠陷より來したものと致しますれば社會は幾分か此責任を分たなければならぬといふことは理の睹易きことでありまするが、既に社會が犯罪原因に付て責任を幾分か保たなければならぬものとしたならば、其犯罪者が監獄を出でゝ自由生活を得るに至りまして、其處遇上困難を感する場合に於て、之を顧み

すして其儘に置くといふ事柄は如何にも不親切極まる話である、如何にも社會は己の盡すべき處の義務を盡さぬといふ誹りあることを免れぬのである、即ち此點から考へますれば免因を保護するといふ事業は單に國家事業として爲すべきのみならず、社會全般も亦自己の責任を以て此事業の經營に當らなければならぬといふ義務あるものと考へるのである、思ひを茲に致したならば、說者の如き妄誕なる議論は出來ないのでありまするけれども、或者の如きは先程述べましたやうな言議を弄するのである、此或者の如き說が社會に蔓るやうなことになつたならば、如何に諸君が鋭意免因保護の事業に御盡力下さいましても、斯事業の發展進歩といふ事柄は期せられないことになるのである、即ち斯事業の發展を妨害するといふことになるのである、そこで免因者を保護するの方法といふものは種々あることは諸君も既に御研究になつて居る通りでありまして、精神上からして之を保護し、又外形上からして之を保護するといふ、種々の方法があることは私が茲に述べるまでもありませぬから、私は其事は茲には申しませぬが、此免因を保護しなければならぬといふ事柄に付きましては只今述べた通りである、然るに世間さういふ說を爲す者があつて、諸君が營々斯事業を經營して下さることを妨げる者がある、そこで私が諸君に要求するといふ點は其點でありまして、諸君が免因保護事業に積極的に御盡力下さる傍らに於きまして、只今述べるやうな說者の言を打破つて、社會民衆をして悉く免因者といふものは保護しなければならぬ、又保護すべき義務のあるといふ觀念を得せしむるといふことに御盡力を乞ひたいといふ次第である、社會全般の人をして免因者といふものは保護すべきものであるといふことの理由を知らしめて以て、各個人をして斯事業の必要なることを知らしめたならば、勞なくして諸君が從事されて居る處の斯事業の發展といふものは忽ちに擧るたらうと思ふのであります、それでありまするから重ねて申しますが、免因保護事業といふものは一面には免因者其者を保護すると同時に、他方面に於ては免因保護の必要なる事柄を社會一般の人に其觀念を得せしむるといふことに御盡力あることを希望するのであります。

今一つ御話し申したいと思ふことは、只今總裁よりも訓示がありましたる通り、不良少年に關することであります、世に所謂不良少年なる者で既に犯罪を爲し、牢獄に投せられて居る者の數少くないのである、是は扨置きまして、未だ法律には觸れて居らない、未だ罪人を以て律することは出來ない者であつて、而も殆ど犯罪者の域に達せむとする處の惡少年が澤山あるのである、又未だ此域に達せざるも其儘棄て、置けば終には危險人物となるといふ惧がある處の少年も許多あるのである、此數字は茲に統計上ちよつと今申上げられませぬが、其數といふものは實に夥しいことになつて居るのであります、此不良少年といふ者を今日に於て此儘にして置きますれば、如何に一面に免因保護の事業を營みましても跡から〳〵と罪人といふものは殖えて來るのでありまして、日も亦足らずといふことになるのである、即ち不良少年は犯罪者の卵であります、此卵が未だ孵らぬ中に撲滅するといふことを考へなければならぬ、勿論不良少年といふものは未だ年齢は少いことでありまして、隨つて知識經驗といふものも乏しいのである、それ故に外物の刺戟に依つて色々に靡くのである、黒く染めやうと思へば染まる、赤く染めやうと思へば染まる時代である、斯かる所謂精神狀態が右に行かむか、左に行かむかと彷徨つて居る場合に於きまして、精神教育を爲し、又必要なる場合に於きましては矯正處置を執つて、此心に惑ひを起して居る其惑ひを去らしめ、さうして心を磨き上げて、眞如實相の月を觀せしむるといふことに爲しますのは若年者を感化するよりも

易いことである、又效果が擧り易いのである、此少年時代は最も大切なる時でありまするからして、此少年に對する處遇に付て充分諸君の御考慮を煩はしたいといふ一點であります、今日政府に於きましても此點に見る處ありまして、近き將來に不良少年の取締法を發布することになるでありませう、其法の發布するとせざるとに拘はらず、諸君に於かせられては此不良少年を收容して、充分慰安を與へ、修養を加へて善良の域に導かれるといふことを希望する次第であります、實に此不良少年の改良といふ事柄は免囚保護事業と相表裏を爲して離るべからざる處の密接なる關係を有つて居るものと信するのであります、それでありまするからして免囚保護事業を經營さるゝと同時に、此不良少年の感化といふことに付ても充分御盡力あることを希望する次第であります。

要するに諸君に向つて私が今日希望いたしまする點は、免囚保護事業に付て益々御盡力を乞ふことは勿論のことでありますけれどもそれは既に諸君が御熱心にやつて下さることでありますから、茲に私は改めて申しませぬ、唯先程申しましたる免囚保護事業の必要なる觀念を社會一般に知得せしむるといふことに御盡力あるといふことゝ、不良少年の感化といふことに御盡力あらむことを希望するといふことであります、簡單に是丈けのことを申上げます。(完)

○講師並に演題

英國に於ける免囚保護事業と不良少年感化事業

大審院判事　磯谷幸次郎

免囚保護に就て

東京控訴院檢事法學士　泉二新熊

免囚保護會に對する希望

司法省法務局長法學博士　豐島直通

物と心

司法省職員課長法學士　皆川治廣

不良少年

東京高等師範學校教授　乙竹岩造

四無量心

大內青巒

犯罪原因の性質と免囚保護

文學士　寺田精一

救世軍に於ける免囚保護事業

救世軍大佐　山室軍平

免囚保護事業根本問題

文學士　十時彌

我國に於ける犯罪界の近況

司法省監獄局長　谷田三郎

所感

金原明善

實驗談

敎誨師　武田慧宏

同　河野純孝

○免囚保護協議會協議事項

(一)　全國を數區に分ち聯合會を設け其に各地方に適する保護扶翼の方法を講究することゝ爲したし其可否如何

否決

(理由)　中央保護會ありて全國統一の任に當り且各地方に二箇以上の保護會存在するときは聯合會より此上更に全國を數區に區分する聯合會の必要を認めず

(二)　中央保護會に斯道專門の機關雜誌を發行し相互聯絡研究の資と爲したし可否如何

可決

(中央保護會主事說明)　中央保護會に於ても漸次專門の會報を發行したき希望なきにあらざるも現今の處にては未た其域に進行せず監獄協會雜誌の一隅を以て報告に代へ居る次第なり(以上兩館同仁會提出)

(三)　他の保護會へ保護依托を爲したる時は被保護人を其保護會へ必ず出頭せしむべき方法を講じては如何(愛知慈惠會提出)

適宜とす

(理由)　所持金を受託保護會へ移送する等適宜の方法を講ずるを可とす

(四)　政府當局に請ふて補助を受け臺灣又は他の邊陲の地域に於て直接保護を經營することゝ(千葉縣海上郡各宗組合提出)

否決

(理由)　臺灣朝鮮等に至るまで保護會の存在せざる所なし本案の必要を認めず

(五)　免囚保護事業を贊し金品を寄附せし者に對しては明治十六年一月第一號布告に依り行賞の詮議あらんことを建議すること

否決

(理由)　尙研究を要する問題にして本會にては決定し難し

（六）各府縣保護會名簿を改訂し各會の保護地域を明記し相互交渉の便を計らんことを望む

可決

（中央保護會主事說明）保護地域を明定するの必要は中央に於ても夙に認むる所なれども未た明瞭ならさるもの多し目下調査中にあるを以て追て加盟保護會名簿に補足する見込なり

（七）囚に中央保護會に於て定められたる出納簿は種目如何に拘はらす付け込みなる爲め年度末に於て之か集計種目別とするに不便あり依て支出の部は項目別に記載のことに改められたきこと

撤回

（中央保護會主事說明）支出の事項多數なる保護會に於ては口座を設け整理せらるゝも妨けなし（以上岡山聯合會提出）

（八）釋放監獄より保護會へ直接收容すへき被保護者の內にて他府縣の者あるときは可成本縣地の保護會に於て引取り保護すへきことゝし其際歸國旅費不足の場合あるときは出獄地の保護會に於て補給することゝ但本人の希望に依り是非共出獄地に於て生活の途を求めんとするものは此限にあらす

否決

（理由）歸國せしむるや否やは各個人の事情に因ることなるを以て一定し難し（岡山自省舍提出）

（九）地方に於て適當の業務に就き難き事情ある免囚を輔成會の事業として收容する相當の施設ありたきこと

否決

（中央保護會主事說明）將來實現することあるやも測り難きも目下の處實行不能なりと認む

（一〇）保護會より警察官署寺院へ對し照會交涉ありたるときは速に回答あるへき樣輔成會より其向へ交涉ありたきこと

可決

（中央保護會主事說明）斯る事項は一片の照會にて其必行を期し難し警察官署の側に就ては加盟保護會の名簿を送付し置くなり其他適宜の方法を以て可成本案の趣旨を貫徹するに援助すべし（以上秋田出獄人保護所提出）

（一一）保護會（個人と團體とを問はす）の被保護者を歸住地に連れ行く場合に於て被保護者及保護員の汽車又は汽船の賃金に付普通賃金の半額に割引せらるる樣本省より鐵道院又は遞信省に交涉せられんことを申請の件

否決

（中央保護會主事說明）本案は昨年協議會の節提案ありたれども實行は不可能なり（鹿兒島保護協會提出）

（一二）巡回講師を派遣せられたき事

一般社會殊に地方に於ては免囚保護の思想幼稚なるを以て之れが啓發普及を圖り出獄人に對して一層の同情心を喚起する爲め巡回講師を派遣せられ監獄本分監所在地其他樞要の地に於て講

話せられたし

否決

（中央保護會主事說明）必要を認めさるにあらさるも中央地方相互に多大の費用を要し實行困難なり現今の處にては司法省其他中央より出張の序を利用し講演を依頼するの外なしと認む

（一三）保護に關する成績を蒐集發表せられたき事

保護事業の改良作振を圖するには幾多の成功歲多の失敗等の經驗を經過せさる可からす而して他の保護團體等に於ける巧妙なる保護手段に依り顯著なる成績を擧け若くは保護の道を誤りたるため再犯に陷らしめたりし失敗等の事實は他山の石とし或は之に做ひ或は注意するに於ては益する所尠からさるべしと思料す本部に於て之等を蒐集發表せられたし

否決

（理由）會報を發行する他の外本案の如きは實行困難なり

（一四）保護共助に關する事

被保護者一身上又は求職の都合に依り轉地を要するときは懇相互協議を遂けたる上に於て之れを爲すべきこと因より當然の事なるも遠隔の地に轉する場合の如き往々途中に於て疾病其他の事故により目的を變更し其他の保護を受くるの必要を生する場合あるべきに付管外に轉住若くは出稼する者に付ては被保護者たるの證を交付し置き若し其者目的を變し他の保護會へ保護を願出たるときは其證に依り事情の許す限り之れに應し引受け保護すること

否決

（理由）必要を認めす（以上松山保護協會提出）

（一五）直接保護より間接保護に移したる者及び出獄と同時に鄉黨保護として所屬檀那寺に引渡したるものにして素行不眞と認むるも若し更に收容して保護を加ふれは矯止するの見込ありと認めたる場合には會長の申告に依り（若くは宮廳の見込に依り）保護院に強制收容するの道を講せられたき事

否決

（理由）現今の法規の下には實行し得さる所とす

（一六）假出獄手續申請の者ある毎に該申請と同時若くは其以前に所屬保護會の意見を聽取し若くは出獄後の保護方法及親族出迎の有無等調査の時日を與ふる事とせられたし

本項に地方に依り已に此の精神に基き實施せらるゝ向もあるへしと雖も尙全國一樣に之を實施せらるゝ樣に致したし

否決

（中央保護會主事說明）假出獄申請の事は秘密なり保護會と雖も豫め司獄官吏より之れが明示を要求し得へきにあらす唯保護上に就き釋放前之を知ることの必要あるを以て若し本人近日釋放せらるゝことあらはとの意味に於て豫め內報を受くる事を各監獄と交涉し得るに止まるへし

（一七）丁年未滿者くは其前後の犯罪者にして滿一ヶ年以上の懲

役宣告を受けたる者に對しては出獄后獨立の資を得所世の方針を確立せしむる必要上監獄に於て各本人に適當の職業を教授せられたし但本項提出に關しては特に典獄の同意を經るを要す

可　決

（中央保護會主事說明）現在監獄の監獄作業の狀態に於ては恐く新る要求に應し得へからさるは勿論なれとも監獄官吏の手心にて可成此方針を取られんことを勸め司獄官へ交涉すること

（十八）保護會役員（本部支部共）に限り一定の記章を制定し保護事務に從事する場合之を佩用せしむる事（以上岡山自修會提出）

撤　回

（十九）輔成會に於て其役員を各地に派遣し少くも二、三年に一回各保護會の實況を觀察し併て其聯絡を保持せられんことを希望す

可　決

（中央保護會主事說明）本案は中央保護會目的事項の中にも之れあり幾分實行しつゝあれともまた周到を期し能はさるのみ將來も事情の許す限り實行したき希望なり

（二十）輔成會に於て歐米各國の保護事業に關する有益なる書籍を飜譯し若くは其意見を編纂し臨時之を加盟保護會へ配布されんことを希望す

可　決

（中央保護會主事說明）本案は其旨趣は至極なれとも歐米に於ける直接免囚保護事業に關する著書は寡て稀なりと聞く而已ならす飜譯の事は決して容易の業にあらさるを以て決議の趣旨を貫徹することの困難は諒め知諒し置かれたし

（二十一）被保護人と保護者との關係を厚からしむる爲め昨年中央保護會協議會に於て可決せる協議案第七項は一層之を勵行すると共に尙ほ附添人を要する場合近距離にありては可成乙保護會に於て出迎引取ること但之に要する費用は實費額とし甲保護會の負擔とす

可　決

（中央保護會主事說明）中央保護會より各保護會へ通知し勵行を計ることとすべし

（二十二）事務簡捷の一端として出獄人保護事業收支計算書中事務費の項備品費へ圖書印刷費の圖書を併合し雜費へ圖書印刷費の印刷費及總會費通信運搬費人夫賃を併合する事

否　決

（中央保護會主事說明）科目を立て、收支を制限するからは多少の不便は免かれさるへし故に止むことを得さる場合は流用を爲して整理せられたし（以上三重縣保護會提出）

（二十三）保護當事者は犯罪の性質家庭の狀況に依りては警察官吏と合議し該犯人の放還又は延期の措置を申請し得るの途を開く事

撤　回（山梨縣日蓮宗免囚保護會提出）

因に云ふ以上議案の外福岡、岡山の保護會より提出せられし案數件ありたるも時間の都合附かさりしを以て輔成會主事に於て說明又は協議することゝして散會せり尙此協議會の性質に就き誤解を懷く向ありし趣なれとも今回の會員は一般に其地方保護會を代表せる資格を有し出席せられしにあらされは固より正式の會議にあらさること勿論なり唯輔成會に於ては折角講習の爲め各地方より集會せらるることなれは之を機とし中央又は地方相互に打合さるべき案件の爲め特に講習の時間を繰合して開會せしに過きす從て名は協議會なれとも昨年の協議會の如き正式の會議とは其性質目的を異にする次第なり因て一言之を說明し置くこと爾り

免囚保護協議會及講習會出席者氏名

管轄監獄名	保護會名	氏名
東京	敎世軍勞作館	敎世軍大尉　高松竹三郎
同	日蓮宗東京慈濟會	主任本眞英龍
同	八王子決養園	園主林雅次郎
同	東京出獄人保護所	主管原胤昭
同	佛敎慈濟會	理事秋庭正道
同	東京與仁會	理事成田長英
同	東京府曹洞宗報效會	理事長谷川孝善
同	佛敎中央保護會	戸松學英
同	自立會	理事下井香潤
同	市谷齊修會	委員石塚義三郎
小菅	眞誠會	理事柴田英之
横濱	神奈川縣佛敎慈德會	理事長瀨暎亮
同	幼年保護會樫岸力行舍	舍長內藤整
同	修濟保護會	理事堀江哲艾
浦和	埼玉自彊會	主事丸山信之
同	川越就實園	主事毛利榮敎
千葉	歸性會	理事宇都宮嘉鐘
同	海上郡各宗組合	組合長小山善議
同	山武郡免囚保護組合聯合會	理事山岡會俊
水戸	下妻保護會	大谷智月
同	水戸保護會	安藤三次郎
同	猿島郡西部保護會	會長赤祖父順雷
同	結城保護會	會長鈴木嘉忍
前橋	群馬縣聯合免囚保護會	理事峯岸順應
同	那須佛敎慈恩會	月門慈憲
同	宇都宮安蘇郡大正四恩會	內野俊亮
同	信濃報德會	理事中井木儀
長野		幹事大西寬有
同	會松本支部	主任小林仙苗
		主任坂田秀雄

同　小縣佛教會　主任柴田慧鳳　同　平保護會　主事藤澤篤
甲府　山梨日蓮宗免囚保護會　同　白河縣護會　主事武田成拙
同　北鶴部出獄人保護會　臨本鐵靜　同　會津保護會　主事張崎幸壽
靜岡　富士佛教親善會　奈良覺誓　同　能仁會　理事細川了曉
同　遠州積善會　副會長岩田智岸　宮城　刈田郡佛教廣濟會　理事小笠原宥月
同　田方郡佛教慈光會伊東分會　主任渭原房吉　同　東西田川郡各宗慈濟會　理事川崎顯光
同　靜岡縣佛教慈濟會　理事加藤道順　同　各宗聯合羽陽慈濟會　主事由下中二
新潟　新潟監獄人保護會　取締堀小太郎　同　秋田出獄人保護所　主事岩淵豐英
同　三島部保護會　評議員前波善學　秋田　岩手保護院　理事川崎顯光
名古屋　愛知慈惠會　幹事加藤義雄　盛岡　會長八戶隨靜　會長直江大禪
安濃津　三重縣保護會授業院　幹事高林暢雄　青森　青森縣佛教慈兒會　主幹齋藤禪洞
同　松野銑次郎　同　理事由下中二
滋賀縣聯合保護會　主事甲斐德雄　京都　京都府免囚保護協會　理事岩淵豐英
栗太郡佛教同心會　理事鈴木察範　同　丹州惠濟會　理事川崎顯光
同　支部長中岡順義　同　同友會　會長直江大禪
野州一心會中州支部　副會長久野眞成　同　船井郡佛教團　主幹齋藤禪洞
柏木村慈濟會　主事小川旭鶯　同　南桑鴻恩會　主事由下中二
岐阜　岐阜縣保護會　主事泉城澄　同　京都感化保護院　理事岩淵豐英
金澤　加能慈惠保護場　理事佐々木淨鏡　大阪　佛教和衷會　理事川崎顯光
福井縣福田會　主事福井馨　同　安濃會　理事小笠原宥月
富山縣保護會　幹事福地安　同　佛教同看會　理事藤井信悟
福島　主事亘理正信　同　淨土宗興德會　會主安田清兵衛
福島遷喬會　理事伊藤感徹
福島縣佛教慈善聯合團　理事石田了定

奈良　至德會　主任中島博行　同　伊豫郡明濟會
和歌山　瑞雲園　主管栗本博念　同　喜多郡明昭會
神戶　愛隣館　館主村松淺四郎　德島　免囚保護救護會
同　洲本自成會　評議員石橋智勇　同　阿波郡佛教救菩會
同　有馬郡各宗聯合會　幹事奈良禪輝　同　同會
同　眞言宗光明寺　住職松岡良策　高知　海南救濟會
廣島　三次同仁會　理事長常光得然　同　高知慈善協會
同　尾道保護會　幹事高山教誠　福岡　福岡致誠會
同　深安郡保護會　會長永野利申　同　糸島佛教青年會
岡山　明德會　理事本山義猛　同　靴手部一心會
同　自修會支部　支部長赤野弘宣　同　小倉保護會
同　自省舍　主事片岡八郎　長崎　長崎縣佛教聯合保護會
同　同盟會　理事筒井玄空　同　長崎啓成會
同　洪濟會　理事龜川鴻基　大分　大分佛教報恩團
山口　下關保護會　院主丘道徹　同　直入佛教協濟會
同　山口矯風保護院　理事石津蓮仁　同　日田佛教開導會
松江　島根授產會濱田支部　主任有田惠定　同　國東南部協和會
同　鳥取縣綿產會　評議員山根天龍　熊本　肥後慈典會感化部保護場
高松　讃岐修齊會　評議員大佛法音　同　熊本自營協會球磨支部
同　會香川支部　主任古市由三　同　熊本自營協會八代支部
松山　愛媛保護協會　代表近藤哲雄　宮崎　日州保護會
同　越智部福田會　理事武田至誠　同　會延岡支部

副會長高橋堯信　主事藤澤篤
理事谷口活宗　主事武田成拙
幹事志摩龍泉　主事張崎幸壽
會長豐田明貫　理事細川了曉
委員伊上徹禪　理事小笠原宥月
理事樹心院惠旭　主幹齋藤禪洞
事務員小野新田　理事川崎顯光
副會長柴田龍溪　會長直江大禪
幹事甘蔗大昨　主幹齋藤禪洞
主幹鷲尾圓瑞　理事川崎顯光
理事高森德一　主事藤澤篤
主事鹽山宗市　會長原田義教
關長橫島隆盛　理事長田觀禪
會長鷲司晉亮
會長高山大行
會長糸永豪惠
教諫師高橋久丸
支部長德澤龍象
副支部長橋本天禪

同	同會南那珂郡支部	支部長野崎正禪
鹿兒島	鹿兒島保護協會	理事廣田豐
三池	三池保護會	幹事田中鐵之助
沖繩	沖繩自彊會	會長田原法馨
函館	函館同仁會	幹事並河健平
同	札幌紀念保護會	會長助川貞二郎
十勝	十勝自彊會	理事大橋彦太

講習會聽講者氏名

廣島縣三原町善教寺住職	小島秀哲
東京市深川區御船藏前町十一	長谷川良信
廣島縣保護院長	滿田了馨
栃木縣那須佛教慈恩會	大山泰麟
靜岡縣勸善會主任	佐竹準
東京佛教中央保護會	阿川貫住
東本願寺布敎師	金澤智瑛
曹洞宗布敎師	中泉智法
東京府曹洞宗報效會理事	來馬道雄
兵庫縣加東郡	清水谷善照
東京慈濟會	山田一英
天臺宗實生院	橋尾寶光外一人

○保護會代表者の異動

府縣別	名稱	舊代表者	新代表者
福島	平保護會	副會長河地幸作會長	根本仙三郎
兵庫	自成會	會長男庭善之助會長	花房教
千葉	佛教訓慈會	會長	京極盛濟會長	櫻井照順
栃木	下野保護會	會長	岡田文治會長	北川信從

○保護會の移轉

府縣別	名稱	舊所在地	
山口	下關保護院	豐浦郡生野村三四〇	移轉先 豐浦郡生野村大字大坪字道祖峠二三二一
香川	讃岐修齋會	香川郡東濱村	高松市西濱町一三
兵庫	愛隣館	神戸市平野楠谷町一三三	神戸市平野楠谷町九七

○保護會の改稱

府縣別	舊名稱	改稱
愛媛	曹洞宗第三管區免囚保護會	東宇和郡尊濟會

免囚保護奬勵金下附

司法省に於ては本月三日附を以て免囚保護事業奬勵の爲め東京府下自立會外九十四會へ夫々五拾圓以上七百圓以下の奬勵金を下附せられたり

○成人會廣告

○成人會收支計算及會費領收報告

收入之部

一金貳拾五圓七拾八錢也　會費
（自大正三年三月十一日至同年九月三十日受入）

內譯

一金六拾四錢也	四ツ元　戸內氏
一金壹圓八拾八錢也	汲田安喜氏
一金八拾八錢也	竹內英夫氏
一金貳拾四錢也	安藤義導氏
一金壹圓貳拾四錢也	鈴井正親氏
一金壹圓五拾貳錢也	宮崎御安氏
一金八錢也	益川敎明氏

最近廣島縣下に於て創立せる出獄人保護會

會名	所在地	保護區域	主管者氏名
吉田町保護會	高田郡吉田町	吉田町一圓	會長新田貫心
船佐村保護會	高田郡船佐村	船佐村一圓	〃　筒井冠見
井原村保護會	高田郡井原村	井原村一圓	〃　酒井理善
仁保島村保護會	安藝郡仁保島村	仁保島村一圓	〃　北小路祐啓
油木村保護會	神石郡油木村	油木村一圓	〃　川上順故
阿賀町保護會	賀茂郡阿賀町	阿賀町一圓	〃　津立龍範
西條町保護會	賀茂郡西條町	西條町一圓	〃　吉井常夫
下蒲刈島村保護會	安藝郡下蒲刈島村	下蒲刈島村一圓	〃　木村多代松
川西村保護會	双三郡川西村	川西村一圓	〃　宮本儀次郎

○監獄協會々報

○贈與金

本會々則第十一條により客月中元監獄醫美濃部龍吉氏外四十六名に對し三圓以上十二圓以下の金員を贈與せり

一金壹圓六拾四錢也　佐伯恒太郎氏
一金貳圓也　經隆隆道氏
一金壹圓也　渡邊播太郎氏
一金貳圓八拾八錢也　金澤公炳氏
一金壹圓貳拾四錢也　大野四郎五郎氏
一金壹圓七拾貳錢也　石崎喜一郎氏
一金八拾錢也　北村喜一郎氏
一金八錢也　畠山圓淨氏
一金壹圓五拾錢也　由口つね氏
一金貳圓五拾六錢也　加藤勝次郎氏
一金壹圓八拾八錢也　磐井宗成氏

支出之部

一金六十錢也　郵稅等
差引殘額貳拾五圓拾八錢也（監獄協會へ引繼）

正誤

本會雜誌第二十七卷第十號九十五頁第二段末行に「累犯者ナルコト」云々とあるは「初犯者ナルコト」云々の誤に付訂正す

大場法學博士校閱　根本顯太郎著

指紋法解說

菊版百五十八頁
插圖百九十五頁
實費郵稅共金三拾六錢

法學士　廣中佐兵衛述

貧民制度並ニ救濟事業

菊版百三十五頁
實費郵稅共金貳拾四錢

勝友叢書

共同生活

上下貳編
菊版貳百五十五頁
實費郵送料共金參拾錢

東京市麴町區西日比谷町一番地

監獄協會

■第一號十月十五日發行■

本邦唯一

司獄官講習錄

本紙の特色

一、講義は平易簡明　一、法律用語には一々說明を附し　一、卷末には每號法律條文を添付す
一、講師は著名の學者、新進學士及び實際家
一、紙數は每月百二十頁以上百五十頁

講師及科目

▼憲法（清水博士、蘆田學士）行政法（矢野法學士）民法（水口ドクトル）（岡田ドクトル）刑事訴訟法（尾佐法學士）裁判構成法（油谷法學士）刑法（島田典獄補）會計法（古林商學士）監獄法
▼國語（鬼塚文學士）漢文（今井文學士）地理（松枝講師）歷史（石原教授）算術（伊藤理學士）英語（古林商學士）作文講義（篠田文學士）
▼附錄……試驗問題解答、質疑、應答、判決例、法律條文、熟語義解

■定價一ケ月金拾五錢（半ケ年前金八拾錢　一ケ年前金壹圓五拾錢）

每月一回十五日發行　會期滿一ケ年終了

會員優待

法制經濟新報　定價八錢

無代進呈（今期入會者に限り）

■希望者は此際至急入會あれ■

發行所　東京市麴町二丁目十九番地　法制經濟新報社　振替東京一三四九二

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正三年十一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京府豐多摩郡大久保町大字西大久保三百七拾番地　伊藤俊光

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院